

1. 議事日程（平成29年第3回北広島町議会定例会）

平成29年9月12日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- |         |  |
|---------|--|
| 梅 尾 泰 文 | 年金を受け取れる人が増えます<br>荒廃地にストップをかけよう<br>空き家活用と危険家屋の撤去は                            |
| 室 坂 光 治 | 北広島町産業フェア2017開催について問う  |
| 服 部 泰 征 | 過疎地こそ必要な情報通信技術。将来を見据えた計画を<br>依然として高い求人倍率。官民一体となり解決しよう。                       |
| 伊 藤 淳   | 町外に向けてのプロモーション活動について問う<br>大朝地域の美術館構想について問う<br>行政職員の専門性・得意分野の現状と開発について問う      |
| 真 倉 和 之 | 高校を変える まちが変わる 公営塾の開設を聞く<br>まちづくり基本条例とまちづくり拠点整備及び町内公民館の<br>現状と課題について問う        |
| 美 濃 孝 二 | 就学援助制度の入学準備金を入学前に支給を<br>国民健康保険の県単位化による保険料の第3回試算結果は<br>県の水道広域連携と北広島町の水道問題の今後は |

2. 出席議員は次のとおりである。

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 浜 田 芳 晴  | 2 番 美 濃 孝 二  | 3 番 真 倉 和 之  |
| 4 番 湊 俊 文    | 5 番 敷 本 弘 美  | 6 番 森 脇 誠 悟  |
| 7 番 宮 本 裕 之  | 8 番 山 形 しのぶ  | 9 番 亀 岡 純 一  |
| 10 番 梅 尾 泰 文 | 11 番 室 坂 光 治 | 12 番 服 部 泰 征 |
| 13 番 伊 藤 淳   | 14 番 中 田 節 雄 | 15 番 大 林 正 行 |
| 16 番 伊 藤 久 幸 |              |              |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	成瀬哲彦	大朝支所長	清水繁昭	豊平支所長	堂原千春
危機管理監	五反田孝	総務課長	古川達也	財政課長	信上英昭
企画課長	畑田正法	税務課長	浅黄隆文	福祉課長	清見宣正
保健課長	福田さちえ	農林課長	落合幸治	商工観光課長	沼田真路
建設課長	砂田寿紀	町民課長	坂本伸次	上下水道課長	中川克也
消防長	石井雅宏	学校教育課長	石坪隆雄	生涯学習課長	西村豊
会計管理者	畑田朱美	国土調査事務所長補佐	中川俊彦		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（伊藤久幸） 日程第1、一般質問を行います。11日に引き続き、一般質問を続けます。質問時間は30分以内です。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて簡潔に行ってください。質問の通告を受けておりますので、10番、梅尾議員の発言を許します。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。さきに通告しております大綱3点について質問をいたします。まず、1点目でございますけれども、年金を受け取れる人が増えますという、非常にいい情報を皆さんと一緒に共有をしながら、執行部の皆さんとやりとりをしてみたいというふうに思っております。これまで、国民年金の仕組みは、20歳から60歳まで年金をかけて、65歳から年金を死亡するまで受け取れるという制度でありました。つまり40年間という期間をかけて、一定の期間が来ましたら、年金が受け取れるというものであります。しかし、この40年間の掛金の期間中でありまして、25年間は年金の掛金を掛けていないと受け取る権利がないという仕組みになっていたわけでありまして。ところが今年の8月から掛けた年数が25年に満たなくても年金が受け取れるというふうになりました。それは25年ではなく、10年以上掛けていたら、国民年金が受け取れるというふうになったわけでありまして。つまり25年未満であれば、幾ら掛けていても無年金者ということで、年金を受け取ることができなかったということでありまして。これがこの10月から、9月分でありまして、

年金の掛けた年数に応じて受け取れるというふうに改正になったということでもあります。このことは当然年金機構も、あるいは町の年金の担当者のほうも承知をして、それぞれの該当者に通知等送っているという状況であると思います。そこで、まず、この町のことでお聞きをしてみたいと思いますけども、その該当者、まず、全国、そしてこの町にその該当者が25年以内であったけども10年を超えた、もらうことができるようになったじゃないかと、受け取ることができるようになったじゃないかという方が一体何人いらっしゃるかをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） それでは町民課のほうからご答弁申し上げます。該当者につきまして、全国では約64万人と推計されております。本町におきましては、51人の方が該当となります。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 全国で64万人、この北広島町でも51人の方が年金の掛けた年数が10年を超えるということで、ある意味救われた方が51人おられるわけでありまして。その人数をお聞きしましたから、今度は全国、あるいは北広島町で金額的に年金額でお聞きをしてみたいと思いますが、幾らになるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 全国では、新たに約650億円と推計されております。本町におきましては、保険料納付済月数から年額約1270万円になります。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 金額的にも、この北広島町でも、年額約1270万円という金額でありました。これを国民年金の先ほど言われました51人で割りますと、平均が24万9000円になるのかなというふうに思いますけども、そのものが今まで手にすることができなかった、1年間24万9000円手にすることができなかったわけでありまして、それが手にすることができたということで非常に喜んでおられるといたしますか、当たり前といえば当たり前でありますけども、そういう状況に今、国民年金の制度が変わりつつあります。そこで、執行部の方にお聞きして、答弁ができるかどうかということは分かりませんが、これまでの25年間、無年金であったという方たちを10年間でというふうに変ったわけでありまして、51人がこの町でも受け取れるようになったわけでありまして。そのなった背景、25年未満だったら、全くゼロだったんです、年金額が。それが掛けたものに比例をして受け取れるというふうになったわけでありまして、その背景というのは、分かればお伝えしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 済みません、背景につきましてはちょっと分かりかねます。申しわけございません。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 社会的な情勢から見ますと、やはり年金はみんなで掛けよう、強制であります。いろいろな事情によって掛けることができなかったという結果で、幾らか掛けたけども、何年か掛けたけども、年金を受け取ることができなかったという方たちがいらっしゃるわけですね。その方たちは高齢になったときに、どういう状況になるのか。これまで私も一般質問で生活保護世帯のことをお聞きしたこともございます。やはり自分で掛け、国も支援をしてく

れる年金を掛けて、自らがその年金を受け取るという方法、そして最後には年金を掛けることができなかつたということで、生活保護世帯ということで、そういう受給を受けるということもあるわけでありまして、そのところもいろいろと状況的に考えて、やはり掛けたものは掛けた範囲で受け取れるようにということで、25年から10年に掛金の短縮をしながら、掛けた方たちに受給の権利を与えるというふうになったんであろうというふうに思います。そこで、今、この町で51の方が年金を受け取ることができたということでありまして、その51の方がこの町で生活保護を受給しておられた方が51人の中にいらっしゃるかもしれません。ということは、年金を受け取れることによって、仮に生活保護を受給しておられた方は、今後生活保護の支給額も変わってくるだろうということは想定できるわけですから、お聞きしてみたいと思います。あればある、あれば何件かというのをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 生活保護受給者で年金を受けてない65歳の方が何人おられるかについてですけれども、該当者は8名おられます。その年金につきましては、今後収入認定をいたしまして保護費に反映をさせていただきます。支給額の変更、生活保護費の減額となる予定です。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 我が町は、全国的に見ても生活保護世帯の人数は少ないということがありましたけれども、さらに、今の年金が受給できる資格が出てきたということで、8の方が新たに年金を受け取ることになるわけでありまして、そして、そのことによって生活保護から支出をされていた経費が少なく、軽減されていくんだらうということでありまして、だから、やはりそれは一つの大きな目的でもありますし、本来、自分が掛けた年金がそれに掛け年数に応じて受給できるということが当然あって、今の方向は非常にいいなというふうに思いますが、これから10年というのをどのように、これから後に捉えていくのかなということを考えるわけでありまして、もう一度確認のためにお聞きをしてみたいと思っておりますけれども、これまで厚生年金、あるいは国民年金、先ほどまでは国民年金という話に限定をさせていただいておりましたが、厚生年金と国民年金のトータルが今まで25年を超えなかった。仮に設問をさせていただきますけれども、国民年金が5年、厚生年金トータルで24年の場合は、これまでは出なかったんですね。確認をしたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 25年未満ということにつきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） しつこいようですが、私が聞いたかったのは、確認させていただいたのは、国民年金と厚生年金を足して25年なかったら全く出ないという状況だったのか、あるいは厚生年金の部分のどこかだけが一時金という形で支払いをされていたりというふうなことが、ひょっとしてあったのかなということを想定をしたわけでありまして、そういうことも一時金、脱退一時金という部分もないというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 脱退については、ちょっと把握はしておりません。ただ、議員おっしゃるところの部分で、要するに25年未満で年金を受けられなかった人が今後どうなるかという

ところでの話でいきますと、保険料の納付済み期間、これは年金の納付済み期間や厚生年金保険、共済組合の加入期間も含むわけでございますが、この保険料の納付済み期間と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が10年以上あれば、このたびから受け取れるということになるということでございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） それでは、これからは10年以上掛けていけば年金を受け取ることができるということですが、今、この町に10年以上、救済される方は、先ほど51名ということでありましたが、10年未満の方が今何人北広島町でいえばいらっしゃるか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 10年未満の方につきましては、数字を把握しておりません。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 国民年金だけの場合でいえば、従来は、それぞれの役場が現年度の年金の徴収をしていたという経過があるそうでありますから、資料は多分おありだろうと思いますけれども、それを見るところまではいかなかったのかなというふうに理解をしますが、そういうことで理解をさせていただいていいでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） データ等は、国民年金機構のほうにはあると思いますが、本町においてはデータがございませんので、どうしても、そういったのは年金機構のほうに照会をかけて、数字を把握することになるかと思えます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） そういうことでございますが、そこから先を追いかけるということはあえてしませんけれども、今の10年以上25年未満の方たちの裁定請求といいますが、年金を受け取るための手続というのは役場であるのか、あるいは年金機構まで行かなくてはならないのかということ、そして、ここでまたそういう該当者があるということの漏れ、昔々ありましたけれども、年金記録の漏れ、そういうことがこのたび起こるというふうなことはないでしょうか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 手続きにつきましては、該当の方には平成29年の2月下旬から7月上旬にかけて、日本年金機構から、赤字で、短縮と書かれた黄色の封筒が送付されております。請求手続がまだお済みでない方は、年金ダイヤル等で予約の上、年金事務所のほうで手続を行っていただくこととなります。本人が手続に行かれない場合は、同封されております委任状、これを必要ということになります。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） もう一つ、さらに期待をしたいわけでありますけれども、年金というのを今振り返って見たら、10年までは掛けていないけれども、10年に近いところまで掛けている、あるいは6年半年掛けているという人たちが、振り返ってみて、まとめて今納めることができれば10年を超えるんで受給できるようになるよというふうなことがあれば、そのこともあわせてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

- 町民課長（坂本伸次） 資格期間が10年に満たない方につきましては、最長70歳まで国民年金に任意加入することで資格期間が増えまして、年金が受け取れるということになります。また、平成30年9月までと期限はございますが、過去5年間に納め忘れた保険料を納めることのできる後納制度というものがございます。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） そういうふうには、まだまだ行える措置というのがあるやに聞きましたので、年金機構だけの仕事ということにするのではなくて、やはり町民が今の年金を受けられないという状況から脱していけるというふうなことがありますから、ぜひ役場のほうも力を入れて啓発活動を進めていただきたいというふうに思うところであります。そしてもう一つ、先ほど少し言いかけてはいたけども、以前、消えた年金記録というのがございました。今、全国的にもまだ2000万件の浮いた記録があるわけでありまして、それを見ても、この町でも、私の知っている人でも浮いた記録があって、年金機構に照会しましたら、確実に生年月日と名前と会社名が合致をしまして、消えた記録が生き戻ったということがあって、さかのぼって、月割ではありましたが受給できたということがあります。この町では、その件数がどのぐらいあるのかというのをお聞きしてみたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 年金事務所のほうに問い合わせをさせていただきました。平成28年の3月時点になりますが、未統合記録約5095万件のうち約3110万件が、これは全国ですが、解明できたということです。市区町村ごとに取りまとめた数字がないということでの回答いただいております。
- 議長（伊藤久幸） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 確かなかなか自治体ごとの数字というのはつかみにくいだらうというふうに思いますから、そこから先はお聞きをすることはしませんけれども、もう一度最後に、無年金者ということの対策、できるだけ無年金者がいないという状況をつくっていくことでのご尽力をさらに進めていただきたいというふうに要望してみたいと思います。次に、2点目の質問に入りますけれども、荒廃地にストップをかけようということでありまして。ご存じのとおり、この北広島町は、全国的に見ても広い面積を持つ町だというふうに思います。676㎏という、日本で一番広い琵琶湖という湖がありますけれども、それに近いような広い面積を持った町であります。その広い町の86%ぐらいが山林であるわけでありまして。その山林も荒廃といいますか、なかなか人の手が入らない、あるいは農地も耕す余力を持たないというふうな担い手も少ないというふうな状況がこの町にも迫ってきております。そういう状況の中で、まず、今この町の大きな課題だろうと思います荒廃地、あるいは農地の荒れ等についての一般的な情報をまずお聞きをしてみたいと思います。そうした現実から、何が見えてきて、どう対処するのかということに質疑ができればというふうに思っています。まず、1点目でありまして、農地対応、草刈り対応も含めた担い手不足でありますけれども、そのところをまずお聞きする前に、農地の総面積と作付面積、荒廃面積を合併をしまして13年前と昨年の数字でお聞きをしたい。そして林地についても同様に数字をお示し願いたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） 農地の総面積と作付面積、荒廃地の面積、それから林地についても同様ということで、その数字についての答弁をさせていただきます。まず、農地等の面積について

でございますけれども、農林水産省による作物統計調査による耕地面積で申し上げます。平成17年度は3840ha、直近のところで、平成27年度が3750haです。次に、作付面積でございますけれども、これは農林業センサスに基づく数字について申し上げます。平成17年度が3070ha、平成27年度が3063haです。次に、荒廃面積で申し上げます。これも農林業センサスの数字の耕作放棄地の数字でございます。これが平成17年度が226ha、平成27年度が262haでございます。次に、林地等についてでございますけれども、残念ながら荒廃の林野というふうな数字がありませんので、面積について農林業センサスの数字を申し上げます。平成17年度が5万3538ha、平成27年度が5万3308haでございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 農地の面積、作付面積、荒廃面積等お聞きをしてきましたけれども、やはり10年をたって数字を見させていただくと、農地面積も減少、作付面積はほぼ横ばいでございますけれども、荒廃面積というところが、耕作放棄地でありますけれども、それが40haぐらい増えているということです。もともとの農地面積から荒廃面積のパーセントを見ますと、これは多いか少ないのかということは私もよく分かりませんが、0.6%であったものが0.7%にというふうに荒廃面積が増えたというような状況であります。そこで、今のこの状況、今、農地だけのことでお聞きをしてみますけれども、この状況を農地対応、草刈り対応等も含めた担い手不足の状況と、これは無視したといいますか、関係のないところではないと思うわけでありまして、どういうふうなことが今の数字から見えてくるのでしょうか。そして、どのような対応がまた迫られるということになるのでしょうか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 農地の耕作放棄地の増に伴う荒廃化については、農業者の高齢化及び減少の中で、特に中山間地であります本町の農業において大きな課題の一つであるというふうに認識しております。ご指摘の草刈り作業についても同様に大きな負担となっております。このことから、先人のご努力により整備をいただきました圃場整備などの優良農地がこれから耕作放棄地とならないよう、各種施策を進めてまいらなければならないと思っております。具体的には、中山間直接支払事業、あるいは多面的機能支払交付金事業を引き続き実施いたしまして、地域における共同活動の中で、農地及び水路、農道等の管理をしていただき、荒廃を防いでいただきますとともに新規就農者の対策事業、あるいは地域担い手ネットワークの設立推進等によって、農地の受け手である担い手の確保、さらには連携に努めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） すばらしい答弁であったというふうに思います。そのように物事が進むということになれば、それこそ、このような荒廃地も進まないだろうというふうな気はするわけでありまして。私も小さい農業でありますけれども、つくっていますが、とにかくあぜの草を刈ったり、そこに行く道を里道、農道を草を刈ることが大変な労力であります。最近は草刈り機も回転するものではなくて、前に進んだり横に進んだりというふうなころつきの草刈り機もあるようでありまして、それもなかなか危険だよというふうな状況もあります。そういうふうなことが補助金等で購入するということができるのかもしれませんが、1軒1軒の小さい農家では、そのことがなかなかいかないという状況があります。私は私なりに草を刈るの

が大変であります。草刈り機だけでは足りないということもあって、ヤギを5頭飼って、そのヤギによって草を食べていただいているというふうなことをしているんですが、それも毎日出して毎日おさめる、毎日出して毎日おさめるというふうなことだけでも大変だなというふうに思っているわけですが、いろいろなことを考えながら、先祖から受け継いだ農地を次の世代に受け継いでいこうという努力はするわけですが、なかなか個人の対応でもうまいこといかないというのが現実であります。今、答弁をさせていただいた全てが順調に進めば、今のようにヤギを飼わなくてもいいのかもしれませんが、なかなか良策、いい方法がないわけがあります。やっぱりこのところ、知恵をまだまだ出せるものであるんなら出し合って、そしてまた、この北広島町におられる方以外の方が、先ほども就農のというふうに言われました。他の町から来ていただいて、農業を継いでいただくというふうなことが、やはりきれいごとではなくて、必要であるというふうに思いますが、もう一度お聞きをしてみたいと思います。今言ったことに加えて、先ほど答弁があったことに足して答弁があれば、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 議員おっしゃられましたとおり、草刈り作業については多大な労力が必要となっております。これに特効薬的なものというのがなかなか見出せないでいるのが現状でありまして、機械による草刈り、あるいは抑草剤による雑草の抑制とか、いろいろな取り組みが行われておりますけれども、先ほど申し上げましたように、なかなかその労力の軽減というのはいっていないのが事実でございます。しかしながら、地域の中で個人、個人だけではなく地域の中で協働して、そこらも取り組めるようなことができないかというふうなことも思っております。そういうことで、多面的機能支払交付金事業、あるいは中山間の事業というのがあります。これをできるだけ広めていって、町内のカバー率を上げていくような努力をしてみたいと思います。それから担い手のほうですけども、実は、この9月の初めに町内の方も含めてですけども、町外の方に北広島町に来ていただいて、農業のほう見てもらうというふうな取り組みもしております。1泊2日で町内の農業者の青年のところに行って、農業はどういうものかというものを実際に聞いてもらうというふうな取り組みもしております。町内だけでなく、町外からも農業を志す人、これをしっかり集めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） いろいろな取り組みが進められているということをお聞きをしましたので、ぜひ、さらにさらにできることを追求していただいて、荒廃地がなくなるような状況に近づけていただきたいというふうに思っています。今は農地の対策でございましたけれども、林地対応でございますが、この町は非常に山の面積も広いということもありますし、町有林もかなりもちろんあるということもありますし、今、この町で、私は非常に先進的などいいますか、ごく当たり前でございますけれども、非常に自然の循環型といえますか、山の木を、あるいは山になっているキノコであるとか、いろいろなものを含めて、その生産物の中からいろいろなものを生み出していこうというふうなことがある芸北地域のせど山再生事業というのが芸北地域に限ってでありますけれども、その芸北せど山事業という事業自体私は非常に評価をしておりますし、私も先日、北海道で環境自治体会議というのがありまして、これは全国の自治体が環境問題に非常に積極的に取り組んでいるところの首長たちが集まって、いろいろと議論をして行ってい



るという、もう30回ぐらいになるわけでありませうけれども、そこに行きまして、私も報告者ではありませんけれども、場内の中から、せど山再生事業のことを少しだけお話をさせていただいて、そのことがやはり山の木がお金になって、地域通貨による貨幣がそこで経済が生まれてきて、イノシシ等はいなくなって、農地が保全されて、水が、ダムとなっている田んぼなどで農地等の保全が保てるというふうな状況で、非常に評価をされました。そういうことが、この町であります。また、芸北地域だけなわけでありませうけれども、そのところを含めて、林地荒廃も含めて、これからの方策などについてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 林地の荒廃における実情でございますけれども、針葉樹は、人工林の植栽と間伐等の保育管理を計画的に実施しているところでございます。一方、広葉樹のいわゆる天然林でございますけれども、そのうちの雑山の管理不足については林地の荒廃につながるものと考えています。広葉樹は手入れが困難な奥山に多く見られますけれども、その多くは保安林として管理されております。水源涵養の維持に貢献をしているところでございます。また、集落に面した広葉樹林、いわゆる里山と位置付けられる林地につきましては継続的な手入れが必要であると考えています。本町では、平成19年度から実施しております広島の森づくり事業において、昨年度までの10年間で約200haに及ぶ里山林の整備を行いました。今年度から、この事業の3期対策が始まりまして、景観保全、防災対策、資源活用、環境緑化、鳥獣被害対策の5つの目的で、里山林整備事業を実施しているところでございます。こうした中、平成24年度からは芸北地域の団体で、せど山事業の取り組みが始まっております。せど山林の整備等において伐採された木を搬出し、そこが買い取り、地域経済の活性化と木質バイオマスの活用等が行われております。これらの事業を連携し、継続的に取り組んで、林地の荒廃防止につなげていきたいと考えております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今答弁されたことを芸北地域だけではなくて、大朝、豊平、千代田地域にも広げていくということ、私は、どこでであったか定かでないわけではあります。定かでもなく、ここで改めて町長に聞けばいいわけですが、これを今の3つの芸北地域以外の町に広げていこうというふうな思いがあったというふうに思うんですけど、町長、そのところお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） このせど山再生事業、非常にすばらしい取り組みであるというふうに認識をしております。この取り組みを全町に広げていきたいというふうには思っておりますが、地域通貨の問題とか、いろんな課題を克服していかなければならないというふうに思っております。今検討を担当課でしているところであります。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） ぜひ、その方向に進んでいただきたい。まず、もちろんいろいろな課題はあるというふうに思いますけれども、どこに、その木材を集積するのかということも大きな問題でありませう。そういうふうなことも含めて、十分検討して実施に向かうような方向で要望したいというふうに思います。時間がなくなってまいりましたけれども、通告をしております③、④、⑤であります。一緒に読み上げてみたいと思いますので、そのところをあわせて答弁を願いたいというふうに思います。官地、民地ではない官地でありますけれども、官地の町が管

理をする道路の総延長と、その管理状況をお聞きしてみたいと思います。それから、今私が言いました町が管理をしている道路等についての管理等について町内業者さんに委託をしている場合もあるでしょうし、そうではなくて、地域の町民の方が善意で草刈りをしてもらったりというふうな管理をしておられるところはあるというふうに思いますけども、そのこのところの状況と、それに対して、町がどのような形でお答えをしているのかなというふうなことをお聞きしたい。そしてまた、もう1つ、高速道路の側道というのは、もともとはネクスコでありましたところから町に管理、管理じゃなくて、もう登記も移っているのだろうと思うんですけども、その管理は町がするのでありますけども、その状況をお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 町が管理する道路ということでございますので、町道につきまして、建設課からお答えをさせていただきたいと思います。まずは延長ということでございましたが、現在867kmほどございます。それから管理状況でございますが、通常の維持管理はやっておりますが、特に、今回の案件では草刈りということでございますので、そのことについて少しお答えをさせていただきます。草刈りにつきましては、地域協議会への交付金ということで、それを平成28年度から増額をいたしております。そのことで、集落内については、多少なりとも役場が補填するという対応いただいております。それから地域間を結ぶ路線につきましては業者委託ということでさせていただいております。町内業者に委託する部分と、それから地域の善意の部分ということでございますが、町内業者に草刈りを委託しておりますのは、地域間を結ぶ沿道といいますか、地域の地先が期待できないようなところを中心にやっております。それから善意で行っているところもあるかと、それに対する町の対応ということでございますが、先ほど申しましたように、もともと地域協議会への地域づくり交付金の中には環境保全事業ということで、その地域の中の環境をよくしていこうという補助金がありました。それに平成28年度にまた経費を追加しまして、道路の部分も含め、ほかの部分も含め、お願いしますということで、対応はさせていただいているつもりでございます。それから高速道路の側道の管理でございますが、基本的に全ての路線が町道としての認定路線になっておろうと思います。あまり皆さんの多くの交通量を私どもも期待する道路ではないという前提がございますことから、通常、今の町道管理の草刈りの路線には入っていない部分が多かろうかと思います。そういったところで、必要が生じていると判断した部分においては、町道のほうで維持のほうで刈らせていただいている状況でございます。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 随分と総延長が長いということで、いろいろと管理をするにも大変だろうというふうには私自身も思うわけであります。そうは言いながらも、その地域地域の方たちが今建設課長が言われました、交通量が少ないというふうなことの前提もあるみたいであります。少ないか多いかというのは、多分データをおとりになられたのではなかろうかとは思いますが、それらが気になっておられる地域の方がいらっしゃって、草刈りもしておられるという現実があるわけですが、そういう状況の承知はされておられるかどうか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 対象となる路線がはっきりしないので、なかなかそのことのずばりのお答えは難しいところでありますが、通常、農地に隣接しておったり等々のところは刈っていた

だいておるといふふうな認識はしております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今、アダプト制度であるとか、いろいろな制度を利用して、個人や団体にそういう河川の清掃、あるいは草刈り等についても、そういう事業がありますよ、あるいは地域施工がありますよというふうなことがあるわけでありまして、そういうふうなことの啓発とかいうふうな部分の発信は、そういう地域で仮に意見が出たりすると、答弁なり指導なりはされておられるかどうかお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 先ほどアダプトの関係、話出しましたけども、これは県の事業ということで、県が管理する道路、河川ということで、道路についてはマイロード、河川についてはマイリバーということで、現在多くの団体、それから参加人数のもとに活動いただいております。それから地域施工支援事業につきましても、大体皆さんの中では周知をいただいている、もう歴史的にも長いので、周知をいただいているところだろうと思います。これも、ただ予算的に限界がありますので、全ての方々に対して、現在のところ拠出ができていないかということにはならないかと思っております。今後もそれらの年度当初にはなろうかと思っておりますが、アダプトは県、それから地域施工支援事業は町ということで、PRのほうも考えさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） しっかりとご努力を要請したいというふうに思います。それでは時間がなくなりまして、3問、私も用意しておりますので、3問目の空き家活用と危険家屋の撤去ということでもありますけども、町内には空き家になっている家屋が多くあるというふうに以前聞いたことがありますけども、本町が進めている空き家バンクの情報や危険家屋の状況をお聞きしたいというふうに思います。まず、空き家バンクに登録されている件数、これは行政報告に載っていましたが、その件数と、危険家屋等の件数について、まずお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） まず、空き家バンクに登録されている件数ですけども、8月末で36件でございます。危険家屋と思われる件数につきましては、平成26年度に行いました空き家調査の中で、倒壊または倒壊の危険性のある建物の件数としまして162件ございました。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） とりわけ危険であるという162件についての対応、その調査をしたのはわかりますけど、その後の状況はいかがですか。お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 倒壊及び危険性のある建物の件数で、平成26年度に調査をして162件という数字が出てきておりますが、これにつきましては、平成28年に空き家対策協議会設置しまして、それから空き家対策計画も策定いたしました。その中で、まずはデータベース化ということで、昨年度作業を行っております。さらに、その中のこれまでもたびたび苦情なりの情報をいただいていたものとか、それから倒壊すれば第三者の財産に影響を与えるようなものということで、緊急性が高いと思われるものにつきまして調査をいたしておるところでございます。それらにつきましては特定空き家ということで認定をしまして、今後、指導助言のほう

進めさせていただきたいと思います。今年も何件かの調査を予定をしております、既に調査に入っている家屋もございます。これも同じように今後指導助言と、特別措置法の措置に移っていきたいと考えております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今年も特定空き家に何件か該当するだろうということですが、その該当したときに、その所有者、土地の所有者、あるいは建物の所有者、いろいろあると思いますが、そういうところとのつながり、接点、そして交渉等について、どのような状況で進められておられますか、お聞きをします。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 家屋の所有者ということで、私どもも相手として特定をしていかなければ前に進まないわけですが、空き家対策特別措置法におきましても固定資産税の課税や、その他、事務に使用する情報の利用や他の地方公共団体に対して必要な情報を求めることができるということになっております。それを受けまして、町の行政組織内でも横断的な連携を持つため、企画課でありますとか町民課でありますとか、今の税金でいいますと税務課でありますとか、それから消防の関係でありますとかいったところを横断的な組織として空き家対策検討会議を設けて、それぞれが情報の共有化を図っていこうというふうに考えております。それから基本的には所有者の特定ということですが、一番早いのが課税台帳ということになるかと思っております。その納税管理人でありますとか、近隣の聞き込みでありますとかといったところから、徐々に特定をしていくといったようなところで現在は進めております。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） どの程度になると特定空き家に認定されるのかということは、私も分かりませんが、近所にずっと住まない家で、また、崩れてはいないけども、ツタが随分上がっているよというふうなものがあることを役場にお伝えをしました。そのお伝えをした後に、どういうふうな状況になっているかというお返しは、お伝えをいただいた方には返してもらっているのでしょうか。どうでしょうか、そのあたりは。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） いろんな段階の情報があろうかと思っております。まずは、現場には出向いて、どんな状況かということで判断をするわけですが、それぞれいろんな状況があるということ、それから空き家対策としてかかわる以上は特別措置法の措置であるとか、行政処分ということになるということなので、現在のところは、それぞれの進捗の段階において、その情報提供者へお返しをするということは考えておりません。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 情報提供者へのお返しは考えていないということですが、一番困って、一番心配をしている人からの情報であります、せっかく伝えたのに聞いてもらったんか聞いてもらってないかわからんというふうな受けとめ方になるわけですから、そこところは、来て見てもらって、今どの程度で行ってますよということはお返しをするのがいいんじゃないかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 調査に行ったかどうかというのもいかがなものかと思っておりますが、情報提供いただいて、それで町の職員が受けたということは、当然両方が分かっていることだろうと

思います。そこから先、どのように進んでいるかとか、状況、何月何日に調査に行きましたといったところまでは、なかなか私どもも非常にシビアな、非常に神経を使う、それを公開することは非常に神経を使うところでございますので、どの程度まで、要するにお返しをするということは公開するというところでございますので、そこはもう少し研究をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 注意すべきところは注意していただいて、状況的にしっかりと把握していただきたいというふうに思っております。時間が来ましたので、終わります。

○議長（伊藤久幸） これで梅尾議員の質問を終わります。暫時休憩といたします。11時5分から。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 54分 休憩

午前 11時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。次に、11番、室坂議員。

○11番（室坂光治） 11番、室坂光治です。次のことについて質問いたしますが、ただ、異なることもあるかもしれませんが、ご容赦願います。北広島町産業フェア2017開催について伺います。北広島町産業フェアは、今年4回目の開催が予定されております。現時点で出展の申し込みをされている事業所もありますが、北広島町の事業所から出展される方が年々少なくなっているように思っております。前回の質問でも申しましたが、この産業フェアで北広島町への若者定住、雇用などのきっかけをつかむチャンスになるのではないかと。今後、さらに町の発展をしていくためにも、より多くの出展者を募るよう、昨年の反省点や出展者の思いと、職員が各事業所に出向き、話し合いの場を設けることも大切なことではないかと思っております。今、事業所で困っておられるのは雇用問題です。北広島町にはたくさんすばらしい企業があります。本腰を入れて、人手不足問題に向き合うべきだと思っております。昨年、町長がお話されましたように、産業フェアでは、こんなすばらしい企業があったということも認識していただいて、町民の皆さんも地元の企業と一緒に応援し、就職活動もしていくことと認識を高めたかと思っております。ぜひ、この産業フェアが成功することに期待して、次の質問に入りたいと思います。産業フェアでの企業出展が年々少なくなっているようですが、町として、どのような対策を考えておられるのか、お聞きします。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 産業フェアは、平成26年度から開催をし、今年で4回目の開催となります。この事業は、町内企業の技術や製品などを町民をはじめとする多くの方に知っていただき、地場製品の消費拡大、また、雇用の拡大につなげ、地域産業の活性化を図ることを目

的としております。特に町内の中学生及び高校生に参加してもらい、町内企業の事業内容の理解を深め、町内企業への就職を促進しようとするものでございます。これまでの出展企業数の推移について、企業展示、体験、飲食ブースの合計を報告いたします。第1回が42事業者、第2回が39事業者、第3回が31事業者となっております。議員ご指摘のとおり、1回から3回については事業者数が減少しておりました。しかしながら、来月開催を予定しております今年の産業フェアには、36の事業者の方にご参加いただく予定となっております。参加事業者の確保に向けた対策につきましては、参加された事業者、中学生、高校生及び一般来場者にアンケートを実施しまして、その結果を次回の開催へ反映させ、出展しやすい環境整備を進めてきております。また、商工会と連携して、過去に出展をしていただきました事業者様を訪問し、出展依頼を行うなど、より多くの出展者確保に向けて取り組みを進めているところでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） 縷々お話は聞かせていただいたわけですが、私がお聞きしたのは、出展者の方もいろいろと私のほうへお話をしてくられた方がありますが、出展者の方が、その出展される、いろいろの方もおられますが、大きい企業で、うちの場合は、もうちょっとスペースを広く取ってほしいというような業者もございました。それで出展者の方が、もうちょっとこの産業フェアを毎年開催されるんなら、もうちょっと声をかけて、お客さんに来ていただくようなことはできないものかというようなことも聞かせていただいておりますが、今、縷々課長のほうからお話がございましたように、第1回目が豊平で42業者、2回目が千代田の町民グラウンドで39業者、それから3回目が道の駅だと思いますが、31業者、これについては、多分最初の日が雨が降ったんじゃないかというふうにも思っておりますが、ちょっと少なかったんですが、今年はまた36業者が今決定というふうに聞いておりますが、それでよろしいですか。できるだけ町民の方に出向いていただきまして、この産業フェアを盛り上げていただきたいというふうに思っております。それから、中には特設会場、産業フェアされるんですが、バスを設けていただき、町内の子供から大人まで参加しやすいような計画を立てていただくことができるのかどうか、私の思いがあるんですが、その点どうなんでしょうか。お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） この産業フェア、多くの方にご来場いただきまして、町内の企業を知っていただくということを目的としております。従いまして、バス等の配置につきましては、現在のところ、学生、中学生及び高校生に対しては配車を計画しておりますけれども、一般の方につきましては、利便性の高い、道の駅舞ロードで計画しておりますので、公共交通または自家用等でご参加をいただきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） 中学生、高校生はということですが、一般の方にも、この産業フェアが始まる前にはチラシなどで宣伝をしていただきたいというふうに思っております。私も、今年で4回目になるわけですが、3回目までは出展させていただきました。それで、私は、ミニ畳といいまして、こういう畳、工場で切れっ端、要らなくなった材料がございまして、そういうものを集めてやるんですが、この裏はボードでございまして、ホッチキスでとめて、こうして置いとると。そしたら、何でもここへ置かれるというようなものもつくっておりますし、

一般に言いましても、この縁が3000種類もございます。ですから、皆さんが新調してくださいというのがありますが、これを皆出すと、どれにしようかどれにしようかと時間もかかりますので、そのときは、今はやるのと、その部屋の白い色なら白い色、カーキ色ならカーキ色のような似合った場合で、こちらのほうから、これにしていなければならないという形で、そこで、私が今年4年目になりますけど、非常に助かっておるのは、生徒さんに午前中に去年も2人、午後も2人と、すぐ名乗ってくれるんで手伝っていただきまして、既にお客さんへ来ていただいて、こういうふうなのをつくってもらうというふうなのをやっておりますので、皆さんもよかったら、ミニ畳工場のほうへもお寄りください。次に移ります。今年、高校を卒業された方の北広島町での就職は13名程度と聞いておりますが、雇用以外の方面からあつせんし、努力していかなければ若者定住、雇用は難しくなると思いますが、町としてどのように考えておられるのか、町の考えがあれば、お聞きします。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） まずは、高校を卒業された方の就職でございますけども、町内の事業所を知ってもらう機会としまして、この産業フェアの機会だけではなくて、企業見学の実施でありますとか、事業所での職場体験などを行って、知っていただくというふうな場を設けております。雇用の場の確保という全体の話としましては、まずは産業振興施策や新規事業への支援策、これを行っております。雇用以外の若者定住施策としまして、ふるさとを愛する心と夢を育むふるさと夢プロジェクトの展開でありますとか、子育て環境の整備、安心・安全な住環境の整備など、生活の基盤を重視するさまざまな施策を実施しているところであります。また、雇用の確保という観点で、Iターン、Uターン、この促進も進めております。求人企業と協力して、町内の求職者の希望、要望に合致した求人情報を紹介する取り組みでありますとか、また、ハローワーク、これとも密に連携して、町外からの町内企業への就職、この促進を引き続き進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） 大変いいことだと思います。これからもそのようなことを続けていっていただければというふうに思っております。それで、今年の卒業生の内訳を調べておるのでお知らせします。芸北分校が30名の卒業のうち進学が24名、そのうち町内、北広島町へ2名、町外へ4名ということでございます。千代田高校が44名の卒業のうち進学が34名、町内就職が10名と、大変ありがたいことでございます。それから新庄高校は132名の卒業生のうち128名が進学、そのうち市内の消防職へ1名、北広島町の消防職へ1名と、プロ野球選手に北海道ファイターズ1名、福山のほうへ1名というふうに聞いております。いずれにしましても立派にやっておられますが、将来的にもいろんな方面で頑張ってください、また北広島町へ帰っていただくことを期待しておりますのでございます。この点、町長、何かご意見がありましたら、おっしゃっていただければと思います。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 町としましては、若者定住対策、これを、これまで最重点課題として取り組んできているところであります。やはり若者が多く住んでくれる町になっていかなければならないと思っております。Iターンも大いに歓迎ではありますけども、地元で育った子供たちが、また地元へ戻ってきてくれる、そういったまちづくりをしていかなければならないというふうに思いますし、地域や家庭、そういった声かけも大切な取り組みの一つになろうと思っております。

地域、あるいは家庭と一緒にあって、そういった取り組みができればというふうに思っているところでもあります。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） これからも、このことについてはよろしくをお願いします。要望しておきます。次に、町は、お試し住宅や空き家バンクを率先してやられておりますが、現時点での状況をお聞きます。大変無理なお願いですが、朝早くから支所のほうから来ておられますので、豊平支所のほうから、先にお願いたします。

○議長（伊藤久幸） 豊平支所長。

○豊平支所長（堂原千春） それではお試し住宅、空き家バンクの現時点の状況について、豊平支所のほうからお答えをさせていただきます。お試し住宅については、長笹地域に1軒整備をされております。これまでに1組の利用がありました。それから、2件の問い合わせがあったようです。それから空き家バンクについてですが、これは現時点の数字です。豊平地域で募集中のものが11件、それから協議中のものが2件で、合計で13件の空き家バンクの掲載件数があるようです。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 大朝支所長。

○大朝支所長（清水繁昭） 続きまして、大朝支所管内の空き家バンク及びお試し住宅の状況についてご説明申し上げます。まず、お試し住宅でございます。当大朝地域には大朝地区と筏津地区2カ所整備がしてございます。それらの実績、豊平支所と同等で、それぞれ1件ずつ、都合2件のご利用をいただいております。ご利用いただいた皆様のリピーターあるいは口コミによりまして、これが広がっていくことを願っております。続きまして、空き家バンクでございますけれども、こちらが都合8件ございまして、募集中が6件、協議中が2件という状況でございます。終わります。

○議長（伊藤久幸） 芸北支所長。

○芸北支所長（成瀬哲彦） 芸北支所から、ただいまの空き家バンク、お試し住宅についてお答えいたします。先ほど来ありますお試し住宅につきましては、芸北支所では登録しておりませんので、ございません。空き家バンクにつきましては、現在登録されているのが1件、協議は、その中でしておりませんで、現在1件ということでございます。非常に芸北地域にも空き家は多くございますので、いろいろそういう形で働きかけをして、バンク登録のほうお願いしているような状況ではございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） 今、支所のほうからお話があったんですが、このお試し住宅はいろいろあると思いますが、2000円要るんですか、1泊するのに。どうですか、そこらちょっと聞いてみます。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） お試し住宅の利用方法でございますけれども、それぞれ、3軒整備しておりますが、実施主体は地元のほうで実施していただいております。その中で、利用料も含めた賃金設定については、それぞれのところで定めておりますので、一律ではございません。1日単位で設定してあるもの、月単位で設定してあるもの、利用しやすいような形での設定、あるいは相談に応じて、それを基本に設定するというふうな形になっております。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。



○11番（室坂光治） その地域において設定してあるということでございますので、ぜひとも相手さん方のお話、やりとりを十分うまくやっていただきまして、1軒でも2軒でも、北広島町、地域に住んでいただくように申し添えておきます。第2次北広島町長期総合計画を見させていただいたんですが、人口減少、少子高齢化、社会の進行のあらわれが出ておりました。平成22年、2010年、の総人口が約2万人を割るというようなことが出ておりました。平成52年、2040年、1万3528人となっております。これは推計でございますが、例えばといいますと、これだけの人数が少なくなるといいますと、豊平と芸北、それ以下にも人口が少なくなるということになるかというふうに思っておりますが、そこで町長はどのような手段をとって、これからいかれるようにされるのか、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 人口の問題につきましては、昨年度策定しました人口ビジョンでも計画をつくっているところでありますけれども、どうしても自然動態という部分につきましては、当分の間減少傾向が続くだろうというふうに思いますが、社会動態のほうをできるだけ増やしていくという取り組みを今してきているところであります。なかなか大きな数字が増えてくるということには至っておりませんが、地道にこれは努力をしていかなければならないというふうに思っております。今後もいろんな施策も通じながら、社会動態プラスへ向けて、より努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） まさしく町長が言われるとおりでございます。これからも、その点は十分にいろいろと考えていただきまして、定住についてはやっていただきたいというふうに思っております。いつも話題にあるように、市内から通勤者が二千五、六百人、北広島町のほうへ働きにこられるというふうなのは皆さんも聞いておられると思いますが、町長これはぜひとも、それを食いとめるというんですか、とめるためには、集合住宅というようなものを建てていただきますと、これは1割でも2割でも私は歯どめ、それでとまるんじゃないかというような気もしますが、その点のとっぴな意見でございますので、すぐ答えを言うわけにもなかなかいかんと思いますが、できるだけこういうふうなことも踏まえて、今後ともやっていただければ、立派な企業もありますので、踏みとどまるようなことになるんじゃないかというふうに思っておりますが、その点はどうぞごめいしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 集合住宅の件でありますけれども、このことについては、これまでも検討してきているところでありますけれども、千代田地域が一番そういった需要が多いというところではありますが、これは民間業者がかなりそういった役割を担っていただいておりますところもあって、なかなかそこへ行政がというところは若干考慮せないけん部分もあるというふうに思っております。そのほかの地域については、引き続き検討はしてまいりたいと思っておりますけれども、どの程度需要があるかというものを把握しながら進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） 一般の企業もこういうことはやっておられるということでございますが、私は、町として、そういうことを安価で貸し出すということも考えていただきたいとい

うことと、きのうの同僚議員のお話もございましたが、やはり北広島町を愛していると、もう北広島町に住んでよかったというようなこともございましたので、ぜひとも、このことについては、町長、頭の中へ入れて今後とも進めていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 当然そういったことは検討してまいりたいというふうに思いますが、先ほど言いましたのは、逆に民業圧迫というようなことになる可能性もあるということで、その辺も考慮しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） おととい、教育長が行政報告の中で。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員、通告外になります。

○11番（室坂光治） 今のお試し住宅とか、いろんなことがありますし、先ほど町長からも答えていただきましたが、お話の中に、今、名誉なことで、芸北の小学校の自転車競技で優勝されたとか、あるいは芸北分校が神楽で優勝して全国大会とか、サッカーで千代田が優勝されたとかいうようなことがございますけど、これを機に皆さんにアピールをしていただきますと、まだまだ北広島町へ住んでいただく可能性は大いにあると思いますが、この点を踏まえて、最後の私の質問ですが、いい回答いただければ、これで終わりますので、どうかその点を踏まえてお願いします。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員、通告外なんですよ。こうしたことはできるだけ避けていただかないと一般質問が成り立たなくなりますので、そこら辺はご配慮願います。企画課長。

○企画課長（畑田正法） 定住促進ということでございます。このことにつきましては、町の重要施策として取り組んでいるところでございます。先ほど町長が申し上げましたとおり、人口ビジョン、ひいては、それをもとに総合戦略というものを立てております。その中で総合的な取り組みをして人口対策を進めていくというふうなことを進めてきております。その中で大きな課題として、議員からもご指摘のありました雇用の場というふうなこともございます。その中で1点ほど、先ほどの町外からの居住について、働きにこられている方の居住を進めたらどうかというふうなことで、1つほど申し上げておきたいと思っております。この取り組みにつきましては、前議会でも申し上げましたけども、企業定住アンケートというものを2回ほど、これまでやってきております。その中で、本町へ居住を考えてみたいというふうなのが1割程度でございます。なかなか居住をしたいというふうな強い思いを持っている方が少ないというふうな状況でございます。その理由としまして、例えば教育環境の整備、医療機関、あるいは遊び場がないとか、いろんなご意見がございました。しかしながら、本町としましても、その取り組みはしっかりやってきているところで、まだ、しっかり周知されてない、知られてないという部分がございますので、本町の取り組み、特に子育て部分でありますとか、そういうところをしっかりとアピールしていきたいということで、企業訪問をして、その中で本町の取り組みが分かるもの、パンフレットを置かせていただいたり、あるいは定住相談の会を開かせてもらうとか、そういうことでしっかりとアピールをして、定住の促進を図っていこうというふうな取り組みをしております。働く場、雇用という観点からは、そういう取り組みも進めておりますので、そこら辺もしっかり進めてまいりたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 室坂議員。

○11番（室坂光治） ぜひともそういうことを進めていただきまして、この北広島町が発展する

ことを願うものでございます。以上で終わります。

○議長（伊藤久幸） これで室坂議員の質問を終わります。次に、12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部泰征です。先般通告していますとおり、2つの項目について質問します。まず、1点目、過疎地こそ必要な情報通信技術、将来を見据えた計画を。北広島町では、北広島町が運営するケーブルテレビきたひろネットによりテレビ放送、ラジオ放送、音声お知らせサービス、インターネットサービス、加入者間無料通話のIP電話サービスが実施されています。基本料金の2057円を支払えば利用できるケーブルテレビにより、通常のテレビ番組のほかに北広島町の各種情報を見ることができます。また、今後はデータ放送の導入も行われる予定となっており、災害情報やお悔やみ情報、休日当番医などさまざまなお知らせがきたひろネット、コミュニティチャンネル、地上デジタル11チャンネルで見れるようになると思われま。そのほか別料金にて利用できるインターネットでは、1メガから120メガまでの回線速度によるインターネットが月額2982円から6172円の間で用意されています。私の考えるきたひろネット導入によるメリットは、基本料金で利用できるテレビ放送や音声お知らせサービスにより、町内の情報や災害情報を知ることができる、町内のIP電話同士なら無料で通話できるなどであると思えます。また、インターネットにより欲しい情報がすぐに手に入る。ネットにつながる全ての方とコミュニケーションがとれる。自宅でも仕事ができる。店に行かなくても欲しい物の比較、購入ができるなど、さまざまな情報の入手やデータのやりとりなどが時間や場所を選ばず可能となるため、個人の生活環境の改善や会社におけるさまざまなビジネスの利用が可能となります。世界では、急速にITが進展しています。近年では、特に人工知能であるAIや、物のインターネットと呼ばれるIoT、大容量のデジタルデータを指すビッグデータ、インターネット上のデータやソフトを共有で利用できるクラウドサービスなどが注目を集めています。北広島町で考えてみても、住んでいる場所に関係なく情報のやりとりができるため、さまざまな企業や会社が利用しています。また今後はIoT、モノのインターネットにより、遠く離れた場所から機器の操作や住宅の情報を入手できるようになるとされているため、住みなれた場所での生活やひとり暮らしの方の安否確認など、過疎化が問題となっている場所での生活により役立つと考えられます。北広島町では、第2次長期総合計画で、安全で快適な生活環境づくりとしてケーブルテレビ網の整備による町内全域でのブロードバンド化の促進や公衆無線LANのアクセスポイント設置による情報伝達手段の確保を進めてきたとあります。また、今後の方向性として、地域情報通信基盤の整備と電子自治体の構築を上げられており、高度情報化に対応して、住民生活の利便性や安全性、定住や企業立地等の条件を高めていくため、地域情報通信基盤の整備と、情報通信網を活用した各種サービス提供の環境整備を進めるとともに、情報通信基盤を活用した住民サービスの向上や情報の受発信に取り組むとされています。それでは、現在の状況について伺います。平成28年のきたひろネットの加入率は66.5%となっておりますが、平成29年現在のきたひろネットの基本プラン及びインターネットの加入者数と加入数はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 平成29年8月末現在の加入者数でございますけれども、5737件でございます。住民基本台帳の世帯数に対する比率でいきますと66.9%でございます。そのうちインターネットの利用者は2578件、きたひろネット加入者の中の割合でいきますと、44.9%というふうになっております。

- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 第2次北広島町長期総合計画にて、平成33年度の加入率、目標として70%が掲げてあります。町内全域で開始された2010年7月だったと思うんですが、それからかなりたつと思うんですが、依然として、この加入率が6割台にとどまっているのは、どのような原因があるからだと思われるのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） きたひろネットの加入率が60%台の原因といったところでございますが、きたひろネットの創設2010年7月からでありますけれども、その時期に早期加入特典といたしまして、自宅への引き込み線、保安器までの設置を無料といたしました。現在は有料でございますが、その世帯のおよそ400世帯について、いまだにご利用になっていないといったような状況がありまして、加入率がなかなか上がらないといったふうに受けとめております。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 分かりました。では、もう一つです。安定して運営していくためには、収益と収支のバランスが重要だと思われるんですが、昨年度の収益、多チャンネル含むと支出の金額はどのようになっているのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） きたひろネットの、これは特別会計でございますけれども、平成28年度の歳入は6億600万余り、歳出も6億600万弱といったところで、翌年度への繰越金は29万1000円といった会計になっております。しかしながら、歳入のうち一般会計からの繰り入れにつきましては3億100万円余り、約半分を一般会計から繰り入れているといった状況です。このうち歳出でいう公債費、借金の返済でございますが、これが2億6800万円でございます。それを除いて、運営的な経費でいいますと、3260万円の赤字といったこととなります。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 平成29年6月補正予算肉付けにデータ放送導入改修委託料として2376万円が計上されています。この事業なんですが、もちろん重要な情報を届ける事業なので必要なんですが、費用がかかるというのも事実だと思います。現在の加入率や収益で永続的に続けることができるのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） データ放送を来年度4月から予定しておりますけれども、このデータ放送は、一般家庭のテレビで受信可能であること。文字や画像の視覚情報で届けることができるなど、音声告知放送とは違ったメリットがあると考えております。また、防災行政無線が廃止を予定されておりますことから、新たな情報入手手段として期待ができるというふうに考えております。このデータ放送の導入により、コミュニティチャンネルの魅力を高め、加入促進につなげていきたいと考えております。収支的には、先ほど議員おっしゃられたように2376万円のイニシアル、ランニングについては年間約400万円というふうに見込んでおります。今の収支、一般会計からの繰り入れといったことがあれば、これはできなくはないというふうに思っております。これまでの事業の見直しを行わせていただいて、多チャンネルのデラックスについては、毎年1000万円の赤字を抱えておりましたので、今年度からは廃止をさせて

いただくといった事業の見直しも行わせていただいております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 年間の赤字はまた膨らむということで、基本的に、その収支的には、加入率がどのぐらいになれば、もちろん100%目指すんですが、持っていけるというふうには何か試算とかはされてますか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 当初の計画でいくと、70%というふうな計画をしておりましたけれども、これは利用料金の現在との違いでありますとか、先ほど申し上げた多チャンネルデラックスの加入率の乖離で、そこまで収支が伸びてないといった状況になっております。今考えておりますのは、防災行政無線廃止と関連いたしまして、加入率、まだ正確な数字ははじいておりませんが、まだまだ加入率を上げていけば、収支的にはある程度のところまでは回復できるのではないかなというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 引き続き加入率、どのようになつたら幾らになるというのをまたお伺いしていきますので、また逐一、教えていただけたらと思います。続きまして、きたひろネットの伝送方式は光ハイブリッドと呼ばれるもので、光ファイバーと同軸ケーブルを組み合わせたものです。有線、直接線をつないでいる分なので、電波状況に左右されず、安定した受信が可能であり、ローカル番組など多彩なチャンネルを試聴できるなどのメリットがあります。しかしながらデメリットもあります。それはインターネット使用時の速度です。現在主流となっている光回線と比べ、データをダウンロードしたりする場合の下り速度は、最大でも120から160メガ前後、データをアップロードする場合の上り速度は10メガから20メガしか出ないとされており、光回線の1000メガ、通称1ギガに比べ、かなり遅いのが現状となっております。また使用する人数が多くなったりすると、回線速度が落ちるなどの指摘もされています。私もそうですが、仕事でインターネットを使用する場合、かなりストレスを感じる事が多々あります。今後、企業などの誘致を考えていく上でも、このようなインターネットの状況では難しくなってくる事が予想されます。将来を見据えて、情報通信の整備は欠かせないと思っておりますが、今後の計画について伺います。近い将来、ITの発展により情報量も増えてくると思われれます。今後設備を更新する際にそのような情報量に耐える光回線に変えていく予定はあるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） ICTの利活用がますます活発になる。これは目に見えたことでございますけれども、ケーブルインフラの高度化に関して光回線へ変えていくこと。これが今現在では最も有効な手段であるとは認識をしております。しかしながら、このことには多額の費用が必要となってまいります。今現在も赤字運営でございます。このことについては慎重に検討をしてみなければいけないと思っております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 赤字運営ということで、確かにそれは厳しいと思うんですが、ある自治体では、第5世代、通称5Gと呼ばれる次世代の移動通信システムの実用化に向けて動いているそうです。この第5世代、5Gなんですが、電波の範囲が狭いため、基地局を多く置く必要がありますが、街路灯の柱に通信基地局を内蔵することで景観にも配慮し、また災害にも強いと

ということです。無線のため景観を損なわない、今後需要が高まるであろう I O T への対応の点から有用であると考えます。ケーブルテレビとかの更新ではなくて、例えばこういった無線の最先端のところを国と協力して進めていくみたいな計画は今後つくることはできるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 第5世代、5Gの話でございますけれども、これは今、産官学連携によって研究開発が進められていると、始まったばかりということですが、2020年の東京オリンピックを国は目指しているといったところです。このあたりでは、鞆ノ浦でアンテナの追加、街路灯の実証実験を行っているといったことも聞いております。これは移動通信手段のお話でありまして、きたひろネットは、テレビ地上波の難視聴の解消といったところも含めておりますので、その辺とは少し違ったことになろうかと思えます。5Gについても、国の動向、民間事業者の動向につきまして留意をしてみたいと考えております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 私はどちらかというと、そのように取り組んでいって、皆さん使い勝手をよくするというのは賛成ですので、引き続き検討していただきたいと思えます。次に移ります。私が考えるに、北広島町できたひろネット、先ほど、全体の44.9%しか広がらない理由の一つに、例えばa uさんが提供しているWiMAXなど、民間などが提供するインターネットサービスで、きたひろネットより安くて、高速に使えるインターネット回線が存在するからではないかと思えます。もちろん電波状況により加入できない地域もあるため、一概に、それだけで全部やりなさいとは言えないですが、そういったものもあるのも事実です。ただし、こういったきたひろネットの加入率を上げていく上では、今後考えていかなければならない問題であると思っております。このような民間業者との関係を今後どのようにしていこうと考えておられるでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 町内の一部の地域、特にこのあたりなんですけれども、民間事業者によるインターネットサービスが提供されてまして、速いといったことも事実でございます。しかしながら、町内全域でインターネットを利用できる環境を維持すると、こういったことのためには、このきたひろネットのインターネットサービスを継続をしていくことが必要ではないかなと考えております。民間事業者との連携によりますケーブルインフラの高度化や新たな情報通信サービスの開発、これはきたひろネットとは少し離れますけれども、このことについても効果的な方法がないか、研究をしてみたいと考えております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 先ほど総務課長がおっしゃられたように、全域でということは難しいと思うんですが、例えば民間がやっているところは民間に移譲して、同じようなサービスを、ほかの町がきたひろネットをやるとかして、できるだけ高速化をしないと、豊平病院さんとかもそうかもしれないですけど、他の事業所とか診療所にある画像が見れない、遠隔診療とかが全く成り立たなくて、これから過疎化が進んでいったときに、医師とか読影の方がいらっやらない場合には、インフラで人を呼ぶよりも、そういったインフラを整備して、生活を維持するというのがこれからは必要になってくると思えますので、やはり民間でできるところは民間、それ以外のところは町で、料金をできるだけ同じようにそろえて、協力して、皆さんに同じようなサービスができるような体制というのを私は希望したいと思えます。最後なんですけど、き

たひろネットの加入率アップや安定した運営、設備の更新計画など、北広島町としての今後の計画について、今現在、わかる範囲でいいので教えてください。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 加入促進策でありますけれども、平成28年度ですけれども、引き込み工事費の個人負担の上限額を10万円から2万円に引き下げを行っております。あわせて、集合住宅の引き込み工事の費用、個人負担分ですけれども、全額減免、こういったことを実施しております。また、インターネット新規加入者とその紹介者のインターネット利用料3カ月間無料とするキャンペーン、これを8月中心にやっておりますけれども、昨年、今年とやりました。その結果なんですけれども、新規加入が27年度が30件余りでしたが、昨年100件を超えております。今年度も100はいくであろうというふうに考えておりますので、キャンペーンの効果はあったのではないかなというふうに思っております。設備の更新については、芸北地域が一番最初に供用開始をいたしまして、8年が経過をしております。老朽化した機器の更新を図っていくといったことが今後必要になってまいります。これも多額の費用がかかるものでございます。先ほども申し上げたように、ケーブルインフラの高度化、こういったこともらみながら、具体的な更新計画を策定をしていきたいと考えております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 北広島町で安心して生活していくためには、交通や公共施設などのほかに情報通信網の整備も外せないと考えられます。とりわけ過疎地になるほど、先ほど言いましたが、かかりつけ医による遠隔診療や見守りサービス、自動運転などで必要になってくると思われれます。その他観光や教育、災害対策でも活用できるということで、社会のさまざまな場面での利便性向上が期待されています。将来を見据えて計画的に更新や必要に応じて新システムへの移行を行う必要があると考えられます。北広島町には率先して、先進的で、時には民間と協力するなど、柔軟な体制で取り組んでいただくことを要望いたしまして、この質問を終了します。続きまして、2点目の質問に移ります。依然として高い求人倍率、官民一体となり、解決しよう。人手不足により全国的に高い求人倍率が続いており、依然として売り手市場の状態が続いています。厚生労働省が8月29日に発表した7月の有効求人倍率、季節調査値は1.52倍でした。なお、正社員の有効求人倍率は1.01倍となっています。広島県でも同様な状況となっており、中国新聞によると、7月の有効求人倍率は1.80倍、また、その中の正社員の有効求人倍率は1.18倍となっています。さて、北広島町においては、平成27年度のデータにおいて、6.04倍と出ており、広島県や全国に比べ、かなり高い数値となっており、深刻な人手不足がうかがえます。8月24日時点での北広島町のホームページに記載されている求人情報によると、正規雇用の求人の職種は21種類で、募集件数の合計は81件でした。これはちょっと変わってるかもしれません。また、求人件数の多い職種は、製造作業員、土木建築作業員、設備作業員、看護師、准看護師、運転手、介護職、介護支援専門員の順になっていました。一方、非正規雇用の求人の職種は19種類で、募集件数の合計は134件でした。求人件数の多い職種は製造作業員、接客、調理補助、小売店販売員、介護職、介護支援専門員、調理員の順になっているようです。なお、雇用については、北広島町が行った町民アンケートにて、重要度が高いが満足度は低いもの、重要課題として上げられています。また、北広島町の住みにくいところの質問でも、働く場が不足しているが上位にランキングされています。求人倍率が高いことは、職を求める人にとっていいことですが、高い状態が続くのは好ま

しくありません。人員に困っている会社、特に中小企業にとっては存続が難しくなります。また、町内での働き手が少ないということは、町の税収の面から考えても、マイナスとなると思います。以上のことより、今後の対応について伺います。平成29年度の正規雇用及び非正規雇用の有効求人倍率と就職相談件数は何件だったのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 本町に求人情報センターを設置しておりますので、その状況、本年8月末現在の数値でお答えをいたします。まず、求職登録時におきまして、正規雇用と非正規雇用の希望、この区分は行っておりません。伺っておりません。そのことから正規雇用、非正規雇用ごとのはっきりした求人倍率、これは分かりませんが、正規、非正規合わせた有効求人倍率は6.95倍となっております。なお、求人数の内訳、これを見ますと、求人457人、これに対しまして、正規は150人、非正規は307人となっております。また、求職登録者の状況ですけれども、66人おられます。この方に正規、非正規の希望は伺っておりませんが、お話の中では正規雇用の希望が多いようには思われます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） ちょっと、上がっているんですね。先ほども伺いましたが、求人倍率が高いのは、例えば希望する職種がない。給与水準が今の生活に見合っていないなど、求人側と求職者側のニーズが一致していないことも理由として考えられます。そのような相談に来られた方の希望や要望等は把握されているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 相談に来られた方に対しましては、求職者の希望、要望、それを把握した上で求人紹介を行っているところであります。特に子育て中の女性の求職者からは勤務時間でありましてか休日についての希望、要望をいただくことが多くあるというふうな状況でございます。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） その聞いた内容について求人を出している会社、企業に情報をフィードバックして、情報を共有して、例えば働き方改革、そういったことに役立てるような形で連携をとられているのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 相談に来られた方の希望、要望につきましては、求人企業社に対しても、そのことをお伝えをしているというところであります。そのことで、実際に求人条件を変更し、それに対応していただいているという事例もございます。また反対に、求人をされている企業から、どのような条件を出せば、求職者からの応募が増えるのかというふうな相談も受けておりますので、これらも含めて相互マッチングするような対応をしております。

○議長（伊藤久幸） 服部議員。

○12番（服部泰征） 分かりました。引き続き情報の共有を進めていただきたいと思います。先ほどの求人とはちょっと離れるんですが、障害者の雇用についても伺いたいです。今回の人手不足による高求人倍率の件とは直接関係ありませんが、雇用に関する内容ですので、伺います。厚生労働省は、障害者の法定雇用率を定めています。地方自治体においては、現行では、障害者法定雇用率は2.3%となっておりますが、2020年度末までに2.6%へ上げる方向とされました。現在の状況と今後の対応について、今わかる範囲で教えてください。



- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 地方自治体ということで、北広島町の現状をお答えさせていただきます。平成29年6月1日現在の当町における障害者雇用率は3.2%となっております。今後とも障害者雇用促進法の趣旨にのっとり、計画的な障害者の採用及び雇用継続に取り組んでまいりたいと考えております。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 目標より高いということで、大変すばらしいと思います。同様に、従業員50人以上の民間の企業も2%から20年度末までに2.3%へ上げる方向となっております。しかしながら、経営上難しい企業もあると思われれます。現在の状況、そして、もし達成が難しい企業があった場合の対策等あればお願いします。
- 議長（伊藤久幸） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 障害者の雇用の実態につきましては、町内に主たる事業所、本社がない場合につきましては、そこを管轄する公共職業安定所に雇用状況を報告することとなっております。従って、町内事業所のみ数値は把握することができませんが、県労働局が示しております県内の障害者雇用率につきましては、平成28年度が1.99%、障害者雇用率達成企業割合は平成28年度は48.2%となっており、県内の半数近い事業所が法定雇用率に達していない状況にあります。障害者の雇用の促進を図るため、国の助成制度であります特定求職者雇用開発助成金や障害者等の雇用環境整備助成金など、多くのメニューがありますので、これを活用していただければと考えております。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） それでは最後の質問になりますが、新卒や第2新卒、中途採用などにおいて、町内企業への就職を促進していくため、今後の対策や具体的な取り組みについてお願いします。
- 議長（伊藤久幸） 企画課長。
- 企画課長（畑田正法） 今後の取り組みとしまして、先ほど申しあげましたように、求人企業と協力しまして、町内の求職者の希望、要望に合致した求人情報を紹介するというふうな取り組みを進めてまいります。また、ハローワークともより密に連携して、町外からの町内企業への就職、これらを引き続き進めてまいりたいと思っております。また、県外、県内で行っております定住フェア、これらにおきましても、求人情報をしっかりと提供し、町外からの転職を伴う移住者の呼び込みに取り組んでまいりたいと思っております。
- 議長（伊藤久幸） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 人口減を食いとめ、北広島町を発展させていくためには定住を促進するための各種制度や生活を支援するためのさまざまな手だても必要ですが、やはり持続的で安定した生活を送ることができる仕事があることだと考えます。北広島町におかれましては、町内企業と協力し、求人と求職者側のニーズを把握しながら、時には先導し、時にはバックアップするなどして、満足できる仕事がある町の構築を目指していただくことを要望いたしまして、私の質問を終了いたします。
- 議長（伊藤久幸） これで服部議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。1時15分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 14分 休憩

午後 1時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。次に、伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 13番、伊藤淳です。前回の一般質問では、がたいがいいから堂々として  
いるとの声をいただきました。今回は、内容も含めて見ていただけるよう質問いたします。1  
つ目の質問にまいります。町外に向けてのプロモーション活動について。まず、配布物は効果  
的に利用されているかを問います。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 町外に向けましてのプロモーション、パンフレット等の配布につ  
きましては、パンフレットの誘客ターゲットに届けるため、それぞれ有効であると思われる施設  
に配布、設置しております。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 行政が印刷する配布物には町外へ向けて、もしくは町内に向けて配るもの  
がさまざまございます。配布物は膨大なものになりますけども、町はそれをコントロールする  
立場にあります。この膨大な配布物を効果的にターゲット、利用者像、へ配布できているか。  
ここの部分で、町外ということでお聞きいたしました。町外へ届けるといっても、なかなか町  
外の方へそのまま手にとっていただけることはないので、多くの場合が観光に来ていただいて、  
その際にその観光に行った場所で見るといったものもあると思います。その際に北広島町には、  
多くの観光する場所がありますけども、その観光場所へ来た方へできるだけ届けようとして  
いるか、観光以外でも来た場合でも届けようとしているか。ここの部分における方策について  
問います。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 町外者の方に対する観光パンフレットがターゲットに届いているか、  
そして、こちらに来られた人に届いているかということでございますけれども、まず、こちら  
に来ていただくことが大前提ということがございます。従いまして、各パンフレットそれぞれの  
ターゲットでございますけども、それぞれについて、ターゲットに沿った形で配布をさせてい  
ただいております。具体的に申し上げますと、きたひろドライブ、これは観光関連施設で設置、  
配布を行うとともに、高速道路のサービスエリア、レンタカーショップ、車のディーラー等へ  
配布し、ドライブを楽しむ方に届くよう配布をしております。次に、サイクリングマップで  
ございます。サイクリストをターゲットにしておりますので、自転車関連団体やその加盟店へ配  
布しております。また、広く一般の方にも目に触れるよう、観光施設での配布も行っておりま  
す。そのほか、外国人向けパンフレットにつきましては、外国人が多数訪れる折戸鶴タワー等  
に設置をさせていただいております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 町外における場所で、町外の方に向けて、できるだけ手に取っていただけるよう置いているのは分かりました。ただ、既に観光に来た方、もしくは観光以外で来た方に届けようとしているかという部分について、先日ありました聖湖マラソンで2000名余りの参加者がございました。その際に、その参加者のお手元に届くという部分において、お手元に届いたのは、聖湖マラソンのパンフレットと花田舞太郎のエントリーチラシという部分でした。それでは北広島町をより知ってもらうという手がかりになるのかといった場合に、まだまだお渡しできるものがあつたのではないかと思います。また、先日の芸北分校における国立劇場での公演、特別賞をいただいて、長官賞をいただいての公演でした。北広島町を知っていただくには、とてもよい機会だと思います。ただ、この際に北広島町を知っていただくようなものを持っていったか、私が聞いたところではあまりなかったように思われるというふうには声をいただいたんですけども、このような聖湖マラソンや国立劇場、こちらに来た方、もしくは確実に北広島町に興味を持っていただける国立劇場での機会において届けようとしたかという部分についてお聞きいたします。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） そういった場面におきましては、こちらのほうが情報得た場合は配布をしてもらいたいということでお渡しをさせていただいております。そして、先般の聖湖におきましても、ワケワカル、という冊子を入れていると思います。そして別に花田舞太郎行って、そういった情報の観光パンフレット等も配布をさせていただいております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 聖湖マラソンのほうは分かりました。国立劇場における公演において、北広島町は助成をし、芸北分校の生徒を気持ちよく送り出しました。その生徒たちがより北広島町をアピールできるよう、それこそ神楽での公演になりますので、アピールできる配布物は結構ございます。その部分をもう一度問います。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 観光部署といたしましては、議員おっしゃるとおり、北広島をしっかり全国に知っていただくという機会であるというふうに認識いたします。各課において相談ありましたときには、観光課のほうから、観光パンフレット、それからノベルティグッズ等お渡しをさせていただいております。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 問い合わせがありましたらということであれば、できるだけそのような機会にこちらから届けるような努力が今後必要かと思います。次の質問に移りたいと思います。ホームページ上で、暮らしの便利帳の配布状況が更新されていないようでしたので、実情を聞きます。ただし、こちら質問に書きまして通告した際にお話して、ホームページ上では、今年2月配布予定の暮らし便利帳は、2月の際に大雪で配布が止まっているという、赤字での文言がつけ加えられた状態で更新が止まっていた。通告をした際に、その後、更新がされているようで、現在は3月末までに配布終了ということになっています。ホームページの更新は、どのように管理されているか。お聞きいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 暮らしの便利帳のホームページの更新ということでございますけれども、

このことについては、大雪のために配布がおくれたということで更新をしておりましたけれども、その後、3月31日をもちまして全ての配布が完了いたしました。このことをすぐにホームページのほう更新すべきでありましたところ、失念をしておりました、更新ができておりませんでした。ご指摘をいただいて、更新をさせていただいたところです。それからホームページ全体の更新につきましては、ホームページに上げますのは、担当課ごとに課長決済ということで上げておりますので、その担当課のところで責任を持って更新をするということになっておりますけれども、総務課の情報電算係のほうでホームページ管理しておりますので、そちらのほうでも管理はしております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） ホームページは町外の方が見られると思います。町内の方も見ます。ホームページの更新状況は、町内、町外からの信用度にかかわるものと私は認識しております。今後も更新の頻度というわけではございませんけれども、ホームページの管理として、町外、町内の方への情報を提供するという上で、情報の正確性、ここの部分を踏まえて、信用度に係る部分なので、今後も管理していただきたいと思います。次の質問に移ります。きたひろ応援ファンドの利用を広めようとしているかを問います。今、先ほど言いましたように、ホームページに関してではございますが、きたひろ応援ファンドは、ふるさと寄附の一形態として、新しい取り組みをされているところです。しかし北広島町ホームページのふるさと寄附のページには、応援ファンドの記載がございません。きたひろ応援ファンドの利用を広めるために、今後どのように取り組まれるのかお聞きいたします。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） まず、きたひろ応援ファンド事業でございますけれども、これは本町のまちづくりを担う団体が取り組む多様な活動をふるさと寄附制度、これを活用した資金調達手段で支援する制度でございます。ですが、これは、これまでのふるさと寄附と取り扱いが違います。きたひろ応援ファンドは町が寄附を受けて寄附者が指定した事業実施団体に対して交付金として交付をいたします。そして寄附者に対する返戻品は事業者がお送りするというふうな流れになっております。このことから、寄附をされた方が、これまでのふるさと寄附の扱いと混同されないように、また、寄附の募集期間も3カ月というふうな期間限定でございました。このため、ふるさと寄附のページとは別にホームページのトップに掲載をして、その応援ファンドのサイトにもいけるように、また専用サイトにもいけるようにして表示したものでございます。今後につきましても、事業実施団体と連携して寄附の目標額、この達成に努めてまいります。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 分かりました。ただ、利用者、ふるさと寄附を考える、もしくはきたひろ応援ファンドを考える方にとって、ふるさと寄附の流れをくむ部分という部分では、利用者にとってはあまり差異がないかもしれません。ページ構成として、より利用者にとって分かりやすい、利用しやすいページ構成をお願いしたいと思います。あわせて、現在2つの応援ファンドがあります。神楽デジタルアーカイブズ構築事業、里山を感じる大朝サイクリング事業、2つがございます。それぞれ町が応援ファンドを募るといふ部分について、事業が違いますので、どのように利用者、もしくは応援ファンドの寄附を考えている方へ情報を届けようとするか、ここの部分について問います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） まずは、寄附をされる方に分かりやすい情報の提供ということでございますけども、また、ホームページの活用につきましては、先ほど申し上げましたように、取り扱い制度が違いますので、分けて掲示をしたものでございますけども、特に応援ファンドについては、町が新規に取り組む事業ということで、分かりやすいようにトップページ、一番分かりやすいところに載せて情報提供しているところでございます。事実、アクセス件数につきましても、この応援ファンドの件数は、ふるさと寄附のページよりも圧倒的に多いアクセス件数を得ているというふうな状況でございます。取り組む側とすれば分かりやすい、利用しやすいページにしたというふうに思っております。また、今おっしゃられました2つの事業、3つ事業ございましたけども、そのうち1つは、期限が満了ということで目標達成して終了しております。あと2事業残っておりますけども、この取り組みにつきましては、特にファンドというふうな取り組みでありますから、インターネット等通じて不特定多数の方に知っていただいて、応援をしていただくというふうなものでございます。そのためにも分かりやすく興味を持っていただくというふうな打ち出しが必要ということで、この2つの事業につきましては、事業者と連携をして、また委託しております業者とも連携しながら、分かりやすい表示をしているところでございます。これをもって寄附をお願いしているわけなんですけども、また、待ち受けるだけではなくて、これを紹介するチラシ等もつくっております。それをもって町もそうですけども、事業者も含めて説明をして、寄附協力をお願いするというふうな取り組みをしていく必要があると思っております。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 待ち受けではなくということでありましたので、先ほど申しました国立劇場での公演、神楽です。神楽デジタルアーカイブス事業、こちらはかなり有効な手段としてチラシを国立劇場の方々全員にというわけではございませんけども、持っていったる人を増やせば、目にする方が増え、応援ファンドへ寄附を試みようという思う方が増える可能性は、単純な待ち受けよりは高いかと思えます。このような課をまたいでということではございますけども、広がる、利用を広げるように今後取り組んでいただきたいと思えます。あわせて、里山を感じる大朝サイクリング、こちらは今後利用を広げるためには、次に質問いたしますやまがたサイクリングマップ、これと併用しての利用、一つの方策かとも思えます。そのように考えていただいて、より有効な、より効果的に考えていただきたいと思えます。次の質問にまいります。やまがたサイクリングマップ上のコースに自転車用のスタンド、自転車を立てかけるものを用意しているかを問います。やまがたサイクリングマップは、ロードバイク、あまり、自転車自体にスタンドをつけるようなものがないような自転車ですね。これに乗って北広島町、もしくは安芸太田町を回るようなコースが設定されています。ただ、マップをつくって終わりではなく、その利用を促進することが本来であると思えます。実際これは里山未来博におけるソーシャルライドという事業としても取り上げられています。実際にそのコース上に自転車用のスタンドが少ないというのが実情であります。このコース上にスタンドを用意しているかを問います。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） まず、先ほど聖湖マラソンにおいて、パンフレットを1部同封、封印したと申し上げましたけども、入っておりませんでした。訂正し、おわび申し上げます。た

だいまご質問ございましたやまがたサイクリングマップでございますけども、安芸太田町、それから安芸太田町観光協会、北広島町観光協会及び当町で構成するやまがたサイクルツーリズム推進協議会が自転車愛好家にやまがたエリアの美しい景観を満喫してもらい、交流の促進と新たな来町者を掘り起こすことを目的に平成28年度において作成したものでございます。コース上の施設で、サイクルスタンドを現在設置している施設につきましては、道の駅舞ロードIC千代田、道の駅どんぐり村の2カ所でございます。今後、コースの利用促進を図るため、順次施設にサイクルスタンド等整備を進めていく予定としております。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 聖湖マラソンのほうでは、今後も取り組みをしていただきたいと思います。やまがたサイクリングマップですが、北広島町では3コース、八幡高原聖湖エリア、大朝千代田エリア、豊平どんぐり村エリアと、3コース用意されております。ただ、ロードバイク、高いものでいうと、なかなかの金額はいたします。軽自動車よりも高かったりいたします。スタンドを用意して、より快適にやまがたサイクリングマップで山県郡、北広島町、安芸太田町を知っていただくために、サイクリングマップをつくれれば終わりではなく、利用しやすい環境を整えていく、これを今後やっていただきたいと思います。通告書の2番目にまいります。大朝地域の美術館構想について問います。美術館構想とありますが、美術ギャラリーという名前に変えさせていただきます。この質問の趣旨として、中途半端なものはいらない、つくるならしっかりと考えられたものをつくるという部分で質問させていただきます。1つ目、美術館ギャラリーの構想の概要について問います。大朝のどこに建設し、その工期や規模はどのぐらいか、問います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 美術ギャラリーの構想についてでございます。現在の北広島町図書館内を計画しております。現在あります郷土資料室、それから多目的ホール、こちらを改修し、美術ギャラリーや特別展示室として整備をしていく計画でございます。図書館の老朽化による屋根の雨漏り修繕やトイレの洋式化、こちらなどとあわせて今年度実施設計を行いまして、来年度から工事に入る予定でございます。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） では、美術ギャラリーのコンセプトと目的を問います。新町建設計画において、大朝地域には美術館構想がありました。しかし、現在のニーズと一緒に考えられた結果でしょうか。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） コンセプトでございますが、ふるさとの芸術に出会うギャラリーということです。北広島町で活動する作家の作品や本町ゆかりの作家による作品をはじめといたしまして、ふるさとの風土の中で創作された芸術作品、小さな子供から高齢者の方まで身近に感じることができる空間を創出をしてみたいと計画をしているところでございます。この空間を介しまして、町内外の住民や作家との交流、生徒、児童などの情操教育、こちらを促進し、文化的で心豊かなまちづくりを目指してまいります。現在、北広島町美術振興委員会、こちらを立ち上げまして、委員会の中で専門家の先生、また地元の代表の方に現在のニーズを含め、ご意見をいただきながら進めているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

- 13番(伊藤 淳) この美術ギャラリーの構想は実施設計に入りますけども、どのような経緯で大朝につくるということになったのかを問います。
- 議長(伊藤久幸) 生涯学習課長。
- 生涯学習課長(西村 豊) 先ほど議員おっしゃいましたように、当初、新町建設計画において、大朝地域に美術館構想、こちらがありました。その中で、現在のニーズを含めて考えた結果ということでございます。
- 議長(伊藤久幸) 伊藤淳議員。
- 13番(伊藤 淳) 新町建設計画においては、大朝エリアの広域的な役割として多彩な体験学習、レクリエーションの体験の場、もしくは整備方針として、美術館構想では、整備方針として文化財の保存や活用、芸術文化活動の促進など、このような目的が書かれておりました。ただ、新町建設計画は平成26年度をもって次に移り、27年をめどになっております。その上で、現在のニーズというものと一緒に美術ギャラリーになったということですが、なぜ、図書館、大朝町時代でいえば文化センター、あそこの場所になったのかを問います。
- 議長(伊藤久幸) 生涯学習課長。
- 生涯学習課長(西村 豊) 特に北広島町の中で大朝地域、こちらにおいては、本町ゆかりの作家、それから画家の方も多く存在をしており、また、そのお弟子さん等も多く輩出をされているところでございます。新町建設計画の中では、美術館構想というものもございましたが、現在のニーズ、それから規模を考えたところ、やはり北広島町にあります図書館、こちらを中心に、それを発信していこうということで図書館になりました。
- 議長(伊藤久幸) 伊藤淳議員。
- 13番(伊藤 淳) 図書館の場所にとということで、図書館になったと今お聞きいたしました、ほかに候補はございませんでしたか。
- 議長(伊藤久幸) 生涯学習課長。
- 生涯学習課長(西村 豊) 新しく建設するということであれば、ほかにも候補はありましたが、現在ある既存の建物、これを利活用しまして整備をするということであると、北広島町図書館、こちらがいいのではないかとということで、こちらになったということです。
- 議長(伊藤久幸) 伊藤淳議員。
- 13番(伊藤 淳) 図書館の構造上あまり広いスペースはとれないかと思えます。展示スペースということであれば広さはありますけども、そこに飾る、そこに展示する、そこで見ていただく美術品、北広島町には多くのものがあると思えます。收藏する場所はどのようにお考えでしょうか。
- 議長(伊藤久幸) 生涯学習課長。
- 生涯学習課長(西村 豊) 美術品、こちらを展示するということになれば、もちろん收藏庫、こちらのほうも必要になってきます。図書館の中でいろいろ考えておりますが、現在資料館がございまして、そちらに附属した倉庫があります。こちらは、ギャラリーの收藏庫としてはそちらを利用する。北広島町にはたくさんの作品もございまして、こちらを全てをこの図書館に集め、そこで收藏して、これを展示をしていくということは、かなりの面積が必要になってまいります。收藏につきましては、こちらの図書館に併設できる形で増設がどうかということを含め、検討中ではございますが、なかなかその同じ敷地内で收藏庫を建設するというところについては難しいかなというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） では、実施設計に移るといふ部分で今回予算をとっておりますが、収蔵庫の場所がまだ分からないという部分で、設計に移れるものでしょうか。芸術品を扱う上でもかなり細心の注意が要るかと思っております。実施設計に移れる段階なんでしょうか。問います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 現在の図書館の中に美術ギャラリーを整備するということではありますが、こちらには主な作品を展示をするような形になると思っております。現在、資料室がございます。こちらを常設展であるとか、入れかわりをするような展示を行っていき、また企画展と、こちらの大きいものについては現在研修室、ホールがあります。こちらを使いながら、この2つを使って美術品の展示を行っていきたいというふうに考えております。もちろん、美術品を管理するという事は、空調設備等が必要になってまいります。やはり北広島町には300点以上の美術品があると把握をしております。こちらを全て管理ができる収蔵庫、こちらを設けるとなりますと現在あるホール、こちらを全てを収蔵庫にしなければ保管ができないような面積になってくると思っております。そういったことも含めて、まず、収蔵庫につきましては、今後の検討となりますが、こちらの美術ギャラリー、こちらでの運用につきましては、先ほど言いましたように、郷土資料室、こちらでの展示、それから企画展については多目的ホールを使いながら、あとは現在保管しているところから運んでいきながら展示をするような形になると思っております。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 収蔵庫の場所もかなり重要かと思われまふ。といひますのは、芸術品に振動を与えるというものは、物にはよるんですが、かなりのダメージになります。実際に輸送には、専用の輸送業者がいるぐらいです。そうなると、収蔵庫は別にあるといった場合に、毎回毎回そのように細心の注意を払える輸送業者を頼むのかといった場合に、近さではなく、やはり同じ場所に収蔵庫があるのが望ましいと考えられますが、このように芸術品へのダメージという部分と一緒に収蔵庫の場所をお考えでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 議員おっしゃいますように、美術品というのは、非常に繊細なものです。運搬等に伴いまして専門の業者、こちらが搬送し、展示をしていかなければいけないものでございます。もちろん併設し、そこから運ぶことができれば一番いいわけですが、やはり先ほど言いましたように、町内の作品を全てこちらに収蔵するとなると、かなりの面積が必要になってまいります。現在、北広島町図書館に併設した形で収蔵庫等はできないかということも先ほど言いましたように考えております。ただ、全てのものをそこに集めるか、それか、主に展示するものを近くに集めながら管理していくかというところは今後の検討というところでございます。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） このたびの美術ギャラリー、こちらの構想は、地域のためにといいことでお話をいただきましたが、どれぐらいの来場者を見込んでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 来場者につきましては、やはり美術ということでございます。ある程度の展示替え等行っていかなければ、なかなかお客さんは来られないと思っております。例えば、



これは情報でございますけど、近くであるギャラリーで、1日例えば100人来るということになると、かなりのメインになる作品を展示しなければ、それだけの集客はないというふうに考えております。人数もあります、先ほども言いましたように、地元の小中学生、現在、観光自画像展等も行ってありますが、そういった情操教育等含めながら、展示のほうを行って、活用していきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） では企画展、常設展問わず、できるだけ来場者に来ていただきたいと考えられているということではよろしいでしょうか。でありましたら、図書館の駐車場、かなり狭いです。あわせて、先ほどの話だと併設だったりとということで、駐車場潰す可能性もございます。運営計画として、図書館の場所を本当にいい場所と考えられているかどうか。この部分を再度問います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 現在の北広島町図書館は、北広島町の中心となる図書館となっております。本の冊数にしましても、こちらが一番多く所蔵しております。隣接する学園もございます。そういった形でも、利用者のほうはかなり多くなっております。先ほど申しましたように、大朝地域を中心にたくさんの芸術家、そして美術家の方が輩出されているというところもあります。また、近くに学園もあるというところがありますので、こちらの場所が適当ではないかというふうに考えております。また駐車場につきましては、確におっしゃいますように、もし敷地内に何かを増設するのであれば、他に必要になってくる可能性もございます。そういったところも含めて、今後委員会の中でも含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 目的は地域のためなのか、単純に美術ギャラリーをつくることなのかと考えた際に、検討するといっても土地は簡単には広がりません。駐車場もすぐにはつくれません。実際に学園の隣にありますので、中学生、高校生が多くいますので、駐車場に入るための車が長い行列をつくれれば、子供たちが危険にさらされる可能性もございます。ほかに図書館以外に検討された場所はございますか。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 新築ということであればありました。しかし、先ほど言いましたように、現在のものというふうに、現在ある建物、こちらを改築ということで考えておりますので、現在の場所ということになりました。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 収蔵庫はかなりの広さがございます。かなりの広さが必要となります。既存の建物で収蔵庫、今現在の図書館の多目的ホールほどの広さ、普通の体育館よりも少々狭いぐらいですね。そのような既存の建物が北広島町内、もっと言いますと、図書館の近くにありますでしょうか。問います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 北広島町内にはたくさんの公共施設もあります。こちらは、現在のところ、今財政課のほうでもその利活用についての検討しているところでありまして。そういったところも含めて既存の建物、その中で収蔵庫に活用ができるもの、そこを含めて検討しているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 実施設計に入る際に検討とあわせて芸術品を扱う場所、その目的、これを鑑みた際に本当に一番いいものというわけではございませんが、しっかりと考えられたものをつくろうとしているのかという部分で疑問がございます。例えば大朝であれば、大朝支所の隣、保健センター、古い建物ですが、これはもともと展示スペースもあったり、あそこにはホールもあったりということで、既存建物になったりします。既存建物としての候補に挙がるかとも思います。駐車場も広いです。そのように広く広く考えられているか。最初のお話にあったように、図書館の雨漏りなどの改修がある、それにあわせて、あそこを無理やりつくろうしているのではないかという疑問が私は消せません。あわせまして、図書館は本を読む場所です。現実にあそこの蔵書は多く、もういっぱいいっぱいの状態だとお聞きしています。本の蔵書、この場所も今現在足りないと思われま。そのように考えた際に図書館の場所が美術ギャラリーとして一番になった理由をもう一度お聞かせ願いますか。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 当初申し上げましたように、まず、文化的財産、それから芸術家、そして美術家、こういった方が大朝地域を中心にたくさん輩出をされているというところです。また、それが輩出されているところには、やはり学園の存在もあると思います。そういったところを含めて現在の場所、生徒さんもたくさんおられる。そして図書館も利用されている。こちらのほうに美術ギャラリーを設置しようということでございます。先ほどおっしゃいましたように、図書スペース、こちらについてももちろん必要であると思います。こちらにつきましても図書館の改修といった意味で、一緒になって検討しているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） よくよく検討していただきたいです。といいますのは、全国にある美術館、美術ギャラリーではなく美術館ですが、ほとんどが赤字だと思われま。ただし、観光として、来町者への吸引力にはなることは確かです。赤字を押してでもほかへの経済効果が考えられるのであれば、美術館は赤字のものでもやる理由はあるとも思います。一概には申せませんが。ただ、本当に人が来なければ単なる赤字で経済効果も認められま。美術ギャラリーとして、地元の芸術家のみで人が来るか正直疑問がございます。地元の画家としてインターネットで調べて、一番に出てくるものといえば、一つは鬚光がございませけども、ほかには強く強く出てくるものではあまりないですね。そのように考えた際に美術ギャラリーは妥当につくられて、しっかり考えられたものであるのか。ここの部分をよく検討していただきたいと思いま。といいますのも、お金がない、広さがない、その上で知識がない、芸術品を扱う人材がないという状態では考えられた美術ギャラリーはつくれないかと思いま。大事なものは責任を持って、やる気を持って美術ギャラリーを北広島町として推せるものとしてつくろうとしているか。ここの部分を聞きたいです。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 美術ギャラリーということでございませますが、先ほども申しましたように、例えば鬚光自画像展であれば、1000点以上の作品を小学生から高校生までが出展をしまいます。中には、そこからつながって、この美術で、私は将来北広島町に帰りたいと、そういった子供さんも出てきます。確かに芸術文化というのは、すぐお金には変わらないところもあると思いま。しかし、将来の子供たち、そういったところを育てる意味で、まさに将

来の北広島町をつくるために、その一つとしてギャラリーを整備していきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） では、美術ギャラリーは運営はどのように考えられていますか。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 美術品の管理、運営についてでございますが、専門の職員の配置について、こちらは現在検討中でございます。外部団体への委託、こちらも含めて現在考えているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 地元の芸術家、地元の子供たちへということであれば、地元根差して考えるといった場合に、外部団体ではなく、やはり地元から、もしくは町が運営するべき、それが責任を持って美術ギャラリーをつくるということにつながると思います。そのような際に、現在学芸員等で芸術品に詳しい方が町職員の中にいらっしゃいますでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 現在、教育委員会の職員として学芸員の中で、美術及び芸術等の専門の学芸員はおりません。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） この言葉で次にまいります。しっかりと、今人材がない、かつお金もないといった場合に中途半端なものは要らない、つくるのはしっかり考えられたもの、知恵をまず出して、本当に考えていただきたいです。実際に町がつくるものであるもので、赤字になるものです、はっきりいえば。そうすると、経済効果も考えて、責任を持って考えてつくっていただきたいです。次の質問へまいります。行政職員の専門性、得意分野の現状と開発について問います。現在の人材開発において専門性の扱いをどのように考えているかを問います。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 当町の組織、職員数の規模、この規模において人事異動等行うに当たりますして、専門性の高い行政職員を特に採用、育成するといったことはなかなか難しいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 先ほどの美術ギャラリーにおいて学芸員の話もしましたが、確実に専門性の方が必要となります。また、その前の質問において、配布物を効果的に配布しようとしているか。ここの部分には、現在であれば統計だったりということで、より考えられるツールがございます。町の職員として専門性、ここの部分はより考えるべきかと思っております。学芸員や統計を扱える、そういった部分で要所要所で必要な知識、技術は必要かと思っております。ここの部分について再度問います。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） ご指摘のように、確かに専門性の高い職員がいるにこしたことはございませんけれども、それぞれ職員の中にもそういった得意な分野を持っております職員がおおと思いますので、それはそこそこの職場でそれは生かしていただきたい。ですが、今考えておりますのは、全体的な職員のスキルのアップ、行政職員でございますので、当然法制でありますとか、そこの職場での専門的な知識、こういったものは必要となってまいりますので、それは

その職場その職場で育成をしていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） それぞれの専門性、その課における専門性以外にも、やはり何かしら利用できる技能を持った方はいらっしゃると思います。それを課だけではなく、横断的に、その技能、活用を発揮していただきたいと思います。といいますのは、先ほどの国立劇場だっりの部分で課を横断すると、なかなか情報が届かないような現状もあるかと思えます。それぞれの技能をまずは活用するためにも横断的な人材の活用をしていくべきかと思えます。あわせて、町職員の中に消防団員がいる割合は幾らでしょうか。といいますのは、地域にかかわっていく、これも一つの技能になるかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤久幸） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 町職員の中で消防団に属している人の割合は幾らかということでございます。危機管理監のほうから回答させていただきます。町職員の中で消防署、病院、保育所を除く町職員が221名おります。その中で、64名消防団に属しております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 分かりました。時間ですので、今後もそのように、地域にかかわるのも一つの技能と思って、人材開発に取り組んでいただきたいと考えます。以上です。

○議長（伊藤久幸） これで伊藤淳議員の質問を終わります。暫時休憩といたします。2時20分より。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 11分 休憩

午後 2時 20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。次に、3番、真倉議員。

○3番（真倉和之） 3番、真倉和之です。さきに通告しております2点についてお聞きをしてみたいと思います。初めに、高校を変える、まちが変わる、公営塾の開設についてお聞きいたします。少子化が進む中で、全国の都道府県は、それぞれの実情に応じた高校の存続と学力の向上の取り組みをされております。今、全国的に広がりつつある公営学習塾は、厳しい経済事情の家庭に育つ生徒にとって、塾は少子化や貧困問題の深刻化や生徒たちの秘めた力を引き出し、高校受験の合格目標に取り組まれている県、教育支援の重要性は、誰も認識してますが、学力をつけて大学を卒業すれば、職業選択の幅も広がり、それが貧困の連鎖を断ち切る第一歩になると公営塾に取り組まれている生活保護受給者チャレンジ事業を県が事業主体となって民間団体が委託運営をしている公設民営の無料学習塾など、それぞれの地域に合った特色を持って取り組まれています。私はこのまちの新たな試みとして、県立千代田高校に公営塾を開設し、地域特性を生かし、独自色を発揮し、国公立大学に合格できる生徒を育てる必要性を感じています。塾が変わる学びと育ちの公営塾について教育長のお考えをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） 定住対策を考えると、Uターン、Iターンの対策は必要でありますし、町内の18歳人口、彼らが地域に残り、次世代の担い手になるということは大切だというふうを考えております。ふるさと夢プロジェクトを始めた当初から、子供たちに学年末にアンケートをとる中で、将来、北広島に残りますかという、好きですかというのをおあわせて聞いておりますけれども、小学校低学年では、ほとんどの子供たちが北広島に残っていきますと、力強く書いてくれますが、学齢が進むごと、中学3年生で聞きますと、おおむね35%前後になってまいります。やはりこれが定住対策の大事な部分ではないかと教育委員会では考えております。県立千代田高校への地元の中学校からの進学率は、平成27年度が40.7%です。平成28年度が51.7%でございます。数年前よりは伸びてきてはおります。半数の生徒が町外の高等学校に通学している実態がありまして、今後さらに少子化が進んでいきますと、進学率と同様に高校存続、現在千代田高等学校は2クラスを維持しておりますけれども、将来に向けた有効な策が必要であるというふうに思っております。この施策としてご質問のあった公営塾を千代田高校に設置して、同校生徒の学力向上プラスアルファの付加価値を創造し、大学進学、また地元企業等への就職支援を増やし、地元の中学校からの進学率を上げる必要があると思っております。高等学校が多様な進路希望に対応できれば、地元の中学生が地元の高校へ行くという形ができると思っておりますので、私も必要なことではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） ただいま教育長より、県立千代田高校への公営塾の開設について、前向きな答弁をいただきましたが、私が次に質問することもかなり述べていただきましたが、引き続き質問していきたいと思っております。北広島町の長期総合計画でいわれている、ふるさとに誇りを持ち、たくましく生きる子供、若者、大人の育成で、児童生徒の基礎学力の確実な定着を図れる学習環境の構築の必要性を言われていますが、これは活字で表現するだけでなく、実行することであり、今、全国的に広がりつつある公設公営塾、あるいは公設民営塾は、義務教育から高校教育まで広がっています。県立千代田高校の存続は、まちづくり、人づくりの根幹であります。中山間地にとって、この地域にある高校をなくすることは、地域の存続の火を消すことにもなります。発展的に存続していくには、答弁がありましたように、地元中学校からの進学状況、地元率の向上であり、高校においては、学校の質を向上する課題があります。広島県の高校の再編計画の中には、地域と一体となった学校運営には、地域を巻き込み、地域も学校の活性化を検討する姿勢を示す必要があると同時に、学力の保障の点からも公営塾の開設は必須であります。今度は、町長のお考えをお聞きしてみたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 公営塾については、先般から教育長ともども研究をしているところであります。町だけがという形ではなくて、地域と一緒に、こういったものをつくってほしいというふうに思っているところであります。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 町長から答弁をいただきましたが、千代田高校から、先ほど来話があります、毎年10人前後の生徒が地元企業に就職し、定住につながっていますと同時に、大学を卒業して、地元に戻り働いてくれています。地域を支える、地域が支える高校であり、選ばれる高校

であります。子育て世代が住みたい地域となることが今後の課題であります。既に広島県内の県立高校では、大崎上島の海星高校、神石高原町の油木高校、安芸太田町の加計高校も公営塾を設置されていますが、ぜひ来年度からの公営塾の設置について支援することはできないか、再度お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） まず、来年度からということですが、先ほど町長も答弁いたしましたように、ただいま研究をしているところであります。この場で、来年度からということは、まだ申し上げられませんが、前向きに検討してまいります。それとあわせて、高等学校には、それぞれの高等学校のミッションがあると思っております。今議員おっしゃいましたように、千代田高等学校は大きな特色の中で、地元就職する子供たちがたくさんいるということは大変大事なことであります。このことも含めて高校支援、それから中学3年生が高校を選ぶときの決め手といいますか、大きなものは、もう1つクラブ活動もあります。クラブ活動の充実、それから進路で選ぶわけです。そのあたりも千代田高校の取り組みの中で、学力向上のみならず、今後取り組んでいくべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 次に、まちづくり基本条例とまちづくり拠点整備及び現状の町内公民館の課題についてお聞きいたします。初めに、まちづくり基本条例について伺います。町が合併して10年を経過した中で、第2次長期総合計画に続き、まちづくり基本条例が施行となりましたが、このまちづくり基本条例は、北海道のニセコ町の条例が基本におるのかなと感じますが、次の事項についてお聞きいたします。初めにまちづくり基本条例の前文にあります、自分たちの住む地域は自分たちでおさめていくとする、住民自治の発展が必要と言われていますが、高齢化の進む中で、どのような方策で住民自治に取り組み、どのようなまちづくりにつなげていこうと考えておられるのか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 本年2月に北広島町まちづくり基本条例を制定しました。これは改めて協働のまちづくりについて考え方を整理して、住民の皆さんとともにまちづくりに取り組んでまいりたいということで制定したものでございます。まちづくりについて取り組むべき課題は多くございます。今、お話にありましたように、特に高齢化が進む地域におきましては、地域コミュニティの維持、健康の維持増進を図る取り組み、地域の安全・安心につながる防災への取り組み、通院、買い物等生活交通の課題解決などへの取り組み、それぞれ地域を支えるための仕組みづくり、これを目指していく必要がございます。そのためには、地域においても課題の整理や今後の地域のあり方、取り組むべき方策をともに考えていただきたいと思っております。その仕組みが協働であり、各地域の実情を見据えた地域ビジョンの作成に向けた住民や地域自治組織との協働作業になってくると思っております。これらの取り組みを踏まえて、住民自治を基本とした効果的で効率的な取り組みを一步一步進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 答弁をいただきましたが、要約して4点を柱にして答弁をいただいたような気がいたします。一番は、地域のコミュニティをいかに守っていくかということが一番だと思いますが、課長考えてみてください、この農村社会も非常に話し合いをする、地域の者が話し合う機会が少なくなってきました。これは農業の水準が下り坂になってくるとともに、地

域の人が寄って話をしていこうという機会が非常に少なくなったことは事実であります。このことは都会と同様にコミュニティづくりが非常に難しくなってきたということは否めないと思います。先ほども話がありましたように、どうして健康増進をしていくか。これは保健課が一生懸命やっただいてありますが、公共交通のことにしてもいろいろと問題がありますが、答弁をいただきましたが、次の質問にしてみようと思います。それでは、このまちづくりはこうやってみなさいという方程式はありませんが、自分たちの生活する地域は、自分たちが話し合い、地域づくりをしていくことは当たり前ですが、今、町内各地では少子化で、元気な声はなかなか聞かれません。高齢化は静かに進み、地域の行事を進めることも大変ですが、町民参加のまちづくりをどのように考え、進めようと考えておられるのか、先ほどの質問とちょっと似たようなところあるかもしれませんが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 全国的な高齢化が進む中でなかなか、先ほどありましたコミュニティづくりでありますとか地域づくり、人づくりということが難しくなっている状況でございます。じゃあそれに対してどう対応していくのかということでございますけれども、なかなか特効薬というものはないというものは申されましたとおりでございます。これについて長期総合計画、あるいは総合戦略の中でいろいろ取り組みは考えてきておりますけれども、地域の方々に対しては、協働のまちづくりということで、将来の地域をどうつくっていくのかというものをともに考えていきたいと思いますということで取り組んできているところですし、これからも取り組んでまいりますけれども、考え方としまして、まずは、今の地域のくくり、コミュニティのくくり、ここら辺が以前とはやはり年齢構成も数も変わってきております。ということになると、これまでの地域のくくりという概念ではなかなか進みづらいというふうに思っております。また、人材の育成というものも必要となってきました。リーダーシップをとれる方、それぞれ仕事に家庭にお忙しい中でございますけれども、そういう人材づくり、そのためには、地域における団体、地域自治組織、NPO等々含めて、それらの各種団体との連携も必要になってこようかと思っております。それらと地域のくくり、広がり、団体との連携を取りながら協働という言葉でくくってはしまいますけれども、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 答弁にありましたように、地域のコミュニティのくくりというものもある程度考えていけませんと、この集落行きますと年寄りが多いよと。こっち行くと、割と中堅層がおるよという地域がかなりあります。それともう一つ、今働く人が65歳まで働いていきますので、非常に地域のお世話をしようという人は少なくなってきたことは事実であります。この中で、課長さんはどうこう言うんでなしに、僕らは僕らが住むところの地域をどうしてつくっていこうかということは、やっぱり考えておるわけではありますが、なかなか私が3つも4つもの世話をするわけにはいきませんので、お願いしようと思っても、なかなか請負うてくれないうです。これが現実だというように思います。そういうこと含めて、次の質問にいきたいと思います。次に、千代田のまちづくり拠点整備についてお聞きしたいと思います。北広島町まちづくりの拠点整備については、さきの新聞報道以降、いろいろと話を聞かせていただき、資料も見させていただきました。合併前より雨漏りなど、補修しながら現在に至っている千代田中央公民館、今回のまちづくりの拠点整備検討委員会を設置し、人の力あふれる町を目指し、人づくり、協働のまちづくりの推進拠点として建て替えに向け取り組まれていますけれども、次の2

点についてお聞きをしてみたいと思います。初めに、北広島町まちづくり拠点整備で聞くところによりますと、平成29年、30年がソフト事業、31年、32年はハード事業が計画されていますが、ソフト事業で取り組まれる年度には、用地買収交渉、設計プロポーザルの計画、ハード事業で取り組まれる年度では建築工事が始まる予定となっているようですが、さきの新聞報道では、建て替え用地として町民グラウンドの一部の活用を報道されましたが、よく聞いてみますと、屋根つき連絡通路整備の計画もあるようですが、計画されていることについて少し詳しくお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 千代田中央公民館の建て替えに当たりましては、従来の公民館機能に加えまして、人づくり、協働のまちづくりの拠点として、身近で利用しやすい施設になるよう、現在、北広島町まちづくり拠点整備検討委員会に諮問し、検討していただいているところでございます。この施設整備につきましては、総合戦略や長期総合計画にも掲げておりますとおり、集約的なまちづくり整備、まちづくり拠点の整備を重点において整備を進めてきているものでございます。役場の近隣施設との連携、町有地の有効活用などを考えますと、公民館の建て替えにつきましては、この本庁周辺での整備が有効であると考えております。その中で、今ご指摘のありました屋根つき連絡通路につきましては、役場でありますとか広場、その他の建物、施設との一体的な活用を想定して、屋根つき通路でつないでいこうというふうな構想案として提示をしたものでございます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 答弁をいただきましたが、庁舎周辺整備の一環であります、一体的な活用を想定しての案の答弁でありましたが、このことは、この次につくる建物は複合施設としての考え方を持って取り組まれるのか、その点をお伺いしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 公民館の建てかえに伴います新たな建物、施設につきましては、先ほど申し上げましたように、従来の公民館活動のみならず、まちづくりの拠点としたいというふうなものがございます。そのためにはいろんな機能が付加されてくると思っております。その内容につきましては、検討委員会のほうで協議をしてもらっているところでございますし、ワークショップ等でも意見をいただいております。その中で、公民館機能だけじゃないということでもありますので、複合的な施設というふうな概念でできていくものだと思っております。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 次に、まちづくり拠点整備検討委員の人選についてお聞きをしてみたいと思います。この人選は、地域的に偏っているように思いますが、これはまちづくり拠点整備の検討であります。あくまでもまちづくりの検討整備であります。各地の振興会の会長には参加をお願いすべきではないか、再度お聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） まちづくり拠点整備委員会の構成でございますけれども、全体のまちづくりの拠点を考えること、あるいは、先ほども複合的ということから、公民館の関係者のみならず、子育てあるいは女性会の代表の方々、いろんな分野の方に参加をさせていただいております。その中で、この委員会では、この施設が千代田地域の拠点でもあるというふうな意味合いもありますので、委員会の人選では、主に千代田地域の団体の代表の方をお願いをしております。



す。また、全体を考える上では、ワークショップ、あるいはパブリックコメント、あるいは公募委員等、全町的な意見を伺う場も用意しておりますし、今後、行政的な取り組みについても、全町的なまちづくり拠点となるような組織であり、体制をつくっていきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 答弁をいただきましたが、一定の地区、千代田地区の人はほとんど偏っております。今言われたワークショップあたりでのいろんな意見を求められて、最終的に使うのは町民の財産でありますので、そのことを踏まえての人選、あるいは今後の会議の持っていき方を考えていただきたいというように思います。次に、現状の公民館の課題についてお聞きします。現在の4地区の公民館は相互に連携し、地域課題の解決や地域活性化など、地域づくりにつながる取り組み状況をお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 現在の4地区の公民館の相互連携ということでございます。現在のところ、公民館ネットワーク会議を開いて情報の共有や課題についての話し合いを行っているところでございます。地域や年齢を超えた参加者の交流を図ることを目的として、4つの公民館が連携した事業、隣の達人に教えてもらおう、この事業では、町内で活躍している講師を招いて講座の実施を行っております。また、地域のほうでの問題への出向きとしまして豊平中央公民館、こちらでは、地域のほうへ出向いて講座を行っております。地域の声を聞いて公民館活動に生かすこと、それから課題等がありましたら、それを行政のほうに持ち帰って解決策があれば取り組んでいると、そういう取り組みをしているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） どうも私の質問したことと違うような気がいたしますが、私が求めているのは、地域課題の問題、地域の活性化の問題、地域づくりにつながることにどういう取り組みを公民館で考えておられるか。こういうことについては、しとらんよと言われれば、それでいいんですよ。しとらんとなると、次の新しい拠点整備ができたときに、全体として、このことをどうしていくか。それは所管が違うところがあるかもしれません。そこらを再度お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） おっしゃいますとおり、4地域に公民館がございますが、その公民館によって形態が若干異なります。芸北、大朝、豊平は館長を支所の次長が館長として兼務をしているところがあります。また、千代田地域におきましては、千代田中央公民館では、地域振興業務は町長部局の企画課が行っているところがあります。そういったところで、おっしゃいますように地域課題の解決、それから地域活性化などの地域づくりに向けた取り組みという点では、ほとんど行えてないというところで課題があると思っております。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） それを新しい拠点として公民館つくったときにどのように調整していくか、例えば組織機構の中で考えることが出てくるのかということについては、今からの大きな、31年にできるはずですから、そこへ向けての課題だと思います。できるだけそういうことを公民館の中で聞いていただいて、地域づくりに反映していただきたいと思っておりますし、次に、現状の4地区の公民館は、よく利用をいただいているようですが、若い世代の方の利用状況はどうか。お聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） まず、現状の利用状況ということで、平成28年度の利用状況について報告をさせていただきたいと思います。芸北中央公民館が1万3596人、大朝公民館が6800人、千代田中央公民館が2万5022人、豊平中央公民館が7346人です。年齢別の統計というのがなかなかとれておらないところがございます。主にはサークル活動等の利用、または、その公民館によっては講座とか、それから芸北におきましては文化ホールとなっておりますので、さまざまな芸能発表大会であるとか、そういったこともございます。ただ、若い世代の利用というところがございますが、やはり図書館の機能としての利用が一番多いのではないかと思います。また、そのほかでは子供教室、ダンスサークル、そういったところでの利用はあると思いますが、全体とすると若い世代の利用、こういったところを若いというところはあると思うんですが、少ないように思っております。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 利用状況聞かせていただきましたが、今は、町内のサークル活動も非常にだんだんだんだん少なくなってくるんですね。これ年齢がだんだん上がってきますので、それからおりていかれるので、する人が少なくなってくることは事実であります。特に若い世代の奥さん方と先般、三、四人と話をさせていただきました。言うてのことはよく分かると、わしらも行って、それだけの時間的な余裕が欲しいと言われますが、第一何かと言いますと、お互いに皆勤めておられるんで、仕事を持っておるんでなかなか行けないと。これが35から40代の奥さんだったろうと思いますが、それと2つ目は家庭があると。それから子育てがあるということをおっしゃいます。確かに女性活躍社会であります。なかなか現在の時代は難しくなってきたなというように思いますが、そのことを難しい難しいいうて考えよったんじゃ前へいきませんので、次の公民館ができたときにはどうすればいいかということをお聞かせいただきたいと思いますというように思っています。若い奥さん方と話をしてみますと、かなり言うてですよ、思うことを。だから一番よく使われるのは、図書館だという言い方はされます。それは子供の本を借りたりするのに図書館は使わせていただくというのが一番であったような気がしますが、サークル活動あたりについては、それだけの時間的な余裕がないということをおっしゃいます。それでは次の質問にいきます。公民館の今後のあり方とまちづくり拠点整備検討委員会でも言われています。公民館のあり方、方針でもまた言われていますが、学習交流、地域づくり、人づくりの協働のまちづくりの拠点として、また4地区の公民館が連携して一体となった公民館活動づくりにお考えがあれば、次の段階でのお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 4つの公民館が連携した、一体となった公民館づくりということでございますけども、まずは、この公民館というふうな考え方に捉われずに協働のまちづくり、まちづくりの拠点ということでございますので、これまでの公民館活動、それは当然に引き続き連携をして行っていくわけですが、地域づくり、地域課題への対応というふうなものが大きく出てまいります。そのためには、各地域にあります地域協議会、あるいは振興会、自治会連合会等ございますけども、その地域拠点となる施設としてまいりたいと思います。その組織の活動拠点として、しっかり行政とともに活用していただいて、また、振興会、自治会連合会、その地域の中でのともに活動していく拠点として活用していくこととしております。そのため

には、当然に行政組織もそれに実態に合ったようなものに考えていく必要があると思いますので、そこら辺も合わせて考えてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 先般の新聞にも出ておりましたが、免許証を返納した人が何人おるという出ておりましたが、非常に人間が高齢化してきますと機動力がなくなってまいります。その中で、先ほど課長のほうから答弁がありましたように、地域づくり、地域活動の拠点としていくのはどうすればいいかということが今からの大きな課題になっていくと思います。そのためには、やはり地域協議会ははじめ各種団体との連携ということも非常に必要になってくるというように思います。いかに、この北広島町の地域特性を生かしたまちづくりをしていくかというのが公民館の活動の中に組み込まれていくべきだと思います。今後は、先ほど話がありましたように、組織機構のことについても考えをいただき、一本の考え方で進んでいくようにすべきだというように思います。以上で、私の質問は終わります。

○議長（伊藤久幸） これで真倉議員の質問を終わります。次に、2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。今回の一般質問では、就学援助制度の入学準備金、国保の県単位化、千代田の水道問題の今後について3項目伺います。最初に、就学援助制度の入学準備金を入学前に支給をについて伺います。現在、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、市町村は、必要な援助を与えなければならないとの学校教育法第19条の規定に基づき、小中学校の入学準備金、学用品費や給食費、修学旅行費などを援助する就学援助の制度があります。その中の入学準備金について伺います。入学を迎えるための費用負担は重く、ある調査によると、小学生5万4540円、中学生7万8492円という結果があります。そのため、国は本年度から従来の倍の小学生4万6000円、中学生4万7400円に引き上げました。ところがこの支給時期が多くの自治体では、入学後の6月や7月と遅く、北広島町は夏となっています。そのため、制服代やランドセルなどの準備に借金をせざるを得ず、これをきっかけに追い詰められて無理心中する事件も起きたほどです。近年、入学前に支給する自治体が増え、新聞赤旗が47都道府県の教育委員会などに取材したところ、来春を含め、少なくとも158自治体の実施、または予定していることが分かりました。その後、広島市も来年度中学校に入学する対象者に入学前の平成30年3月に入学準備金を支給することを決め、小学生は検討中とのことです。経済的な理由で悩むことなく、子供も親も明るく元気に入学式を迎えることができるよう、以下の項目について提案し、要請するものです。教育長に伺います。北広島町では、就学援助制度の入学準備金を入学前に支給すべきと考えますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 入学準備金を入学前に支給すべきではないかというご質問でございますけれども、国の要保護児童生徒援助費補助金については、平成29年度から要保護児童生徒費の扶助費の新入学児童生徒学用品等の入学支給が補助対象となりました。町も就学援助費対象児童生徒に入学児童生徒学用品の入学前支給を本年度から実施に向けて検討を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 通知に基づいて、本年度から実施するということで、来年の3月までには支給するということが答弁としてありました。それは小学生も対象でしょうか。小中学生でしょ

うか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 今検討している段階ではございますけれども、小学生も対象には考えておりますが、町で決定しますと、12月に補正予算を上げるということになりますので、その段階では明らかになると思います。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 予算がないと執行できませんので、国から後で補助されるにしても、ならないので、今で決めて、次の12月議会に補正を出して、正式に小学校、中学生が対象になるということが明らかになっただろうと思います。来年入学を迎える保護者も、この中継を見ていると思いますが、経済的に困難で、どうしようかと思っている人たちは、本当にうれしく思っていると思います。ぜひ実行をお願いをいたします。そこで伺いますが、この入学準備金も含めた就学援助、これは私立学校にも実施しておられますか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） この就学援助金については、町立学校についてのみ支給をしております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 現在は、町立学校のみと。先ほどあった通知について、皆さんのお手元にもお配りしておりますけれども、この中で、29年3月31日付、下のほうですけども、公立学校のみならず国立学校や私立学校に通う児童生徒等に対する就学援助の実施についても適切にご対応いただくよう、市町村教育委員会にご指導よろしくという都道府県の教育長に対する通知であります。それを受けてでも私立学校は検討しないということでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 先ほどありました文書については、3月31日付で町教育委員会のほうへも来ております。これにつきましては、近隣の市町等の状況を含めまして研究していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 我が町には私立学校もあります。ぜひ、研究をし、他の市町も実施できるように、トップランナーとしての動きをしてほしいというふうに思います。次に、準要保護者の認定基準について伺います。就学援助制度の対象となるのは生活保護法に基づく要保護者と要保護者に準じる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める準要保護者です。北広島町の場合、就学援助を受けている準要保護児童生徒数は、平成28年度、小中合わせて182人で、公立小中学校全体の890人の2割ですが、準要保護の認定基準は各市町村が規定し、北広島町では、生活保護基準額の今までは1.1倍だったものを今年度から1.2倍以下に上げたと聞きました。お隣の広島市は、今年度から従来の1.2倍以下から1.3倍以下にもう既に今年度から上げています。北広島町でも準要保護者の認定基準として生活保護の基準額に掛ける係数をさらに引き上げる考えはありませんか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 係数を引き上げるかという質問でございますけれども、先ほどありましたように、平成28年度まで生活保護基準額に掛ける係数を1.1に設定していましたが、本年度より1.2にしております。経済的困窮者が増加している傾向にある現状を鑑み、町と

しましては、誰でも安心して学習ができる環境整備として経済的困窮世帯の就学援助するため、平成30年度から係数を1.3の引き上げに検討している状況でございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 現時点でさらに1.3以下に引き上げると、非常に歓迎をするべきことだと思いますが、実際に全国でどの程度なのかということをおも分りなかつたので調べてみました。お手元にグラフも配っておりますが、今言われた生活保護基準額に対して、28年度まで、北広島町の1.1倍以下というのは、このところですよ。11%ぐらい。現在、北広島町が引き上げて、1.2倍以下という引き上げたところで12%。この数字は平成27年度の資料について文科省が調べた結果で、それはインターネットでもとれますので、確認してほしいんですが、広島市が本年度から1.3倍、北広島町は30年度からやろうかというところは、35.5%。全体の自治体の中での35.5%。さらに1.4倍、1.5倍、1.6倍というところに高まっている自治体が結構ありまして、1.3倍以上が47%を超え、約半分の自治体が1.3倍以下という、以下という、どっちか分らなくなるので、広がる。半分の自治体は生活保護よりも1.3倍以上の分については半分がやっていると。ちょっと難しいんですけど。大半がそこまで来てるというのが現状だというふうに思いますので、ぜひ実施してほしいわけですが、文科省では、この準要保護者に対する就学援助について言っています。財源どうするんかという、皆さんご心配だと思いますが、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲、地方財政措置をとったので、各市町村が単独で実施するよというということも文科省の通知の中でも、ほかの通知の中でも言っています。ぜひ、町民の皆さんにも理解をしていただいて、そして、この就学援助の枠を広げてほしいということは、平成30年度、ぜひ期待をしたいところでもあります。こういう制度、なかなか毎年変わって分からないという方もあります。この制度を子育て世帯に広く知らせるためには一番広がるのはホームページ、先般からホームページの話がありましたが、この活用が効果的です。文科省の調査では、広島県内23市町のうち15市町が教育委員会や自治体のホームページに掲載をし、広島市は、援助項目、金額、申請方法がわかるようにしています。中には、申請用紙がこのホームページからダウンロードできるという自治体も、広島県内ではありませんが、あります。そこで伺います。北広島町でも、ホームページに掲載をして、申請用紙等ダウンロードできるようにしてはどうか。通告ではここまで詳しく書いてきてないので、お答えができればお願いします。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） ホームページにおいては、就学援助の規定については、簡単にではありませんけれども、書いてあります。また、入学の児童、あるいは在学の児童生徒については、各保護者の皆様へ毎年就学援助についてのお知らせということで、一人一人通知を送っているという状況はございます。ただ、先ほどありましたようにホームページへの掲載というところでございますけれども、詳しくは掲載しておりませんので、その部分については検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） ないけれども、詳しくは研究すると。きょうの質問で明らかになったことをまとめますと、北広島町で入学準備金の入学前支給については、平成29年度本年度から実施できるように検討を実施するということが明らかになりました。私立学校への児童生徒の援助

については研究すると。前向きな答弁だと受けとめさせていただきます。近隣の市町を含めて研究して。準要保護者の認定基準の引き上げについては、平成30年度、来年度から引き上げることを検討していると。ホームページの周知については、詳しく書いてないんで、書くように、掲載するように、これも研究するですから。ぜひ、これ実施していただくようお願いいたします。今、子供の貧困はふえ続け、社会問題となっています。経済的に困難でも、どの子も安心して学べる北広島町にするためにも就学援助のさらなる充実を求めたいと思います。また、今回は取り上げませんでした、学校給食費の無料化も全国で広がってきています。次の機会に質問しますので、ぜひ検討を開始するよう要請をして、次の質問に移ります。次は、国民健康保険の県単位化による保険料の第3回試算の結果についてです。私は、6月議会の一般質問で、来年度から実施される国民健康保険の県単位化で国保税はどうなるかと取り上げたところ、多くの方から、今でも高過ぎるになぜこんなにも上がるのか。北広島町は何もしないのかなどの意見が寄せられました。その後、厚労省は、7月10日、第3回目の試算の方針を都道府県に通知しました。これまで2回の試算では、市町村独自の法定外繰り入れが含まれず、全国から保険料が大幅に上がるなど不安や怒りの声広がったからです。第3回試算の最大の特徴は、厚労省が制度移行に伴う保険料負担の急変を極力避ける姿勢を明確にしたことです。第3回試算では、平成30年度の公費拡充分1700億円のうちの1200億円や医療費の伸びが低かった平成29年度2月診療分までの実績が反映されると聞いています。さらに平成28年度に法定外繰り入れや基金取り崩し等で保険料増加を抑制した市町村は同額を平成29年度に繰り入れた上で試算することを要請しています。そして、第3回試算を国に報告する期限は、先月8月31日でした。そこで質問します。第3回の試算結果はどうなっているか、説明を求めます。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 第3回の試算結果につきまして、町民課よりご答弁申し上げます。平成30年度の国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定に向け、広島県が国の配布しました算定標準システムを用いまして、平成28年度決算額をもとに3回目の試算を行われました。この試算結果を8月31日まで国へ報告されておりますが、報告後、算定基礎データの誤りが判明いたしまして、現在9月中をめどにやり直しを行われております。従いまして、この試算結果の公表につきましては、試算のやり直し終了後ということになります。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） データの間違いで公表できないと。当初は9月15日の県議会の常任委員会で正式に発表する予定だったそうですが、それもできないという状況だということが分かりました。しかし、国保税が大きく引き上がる可能性は非常に大きくあります。その際、町長はそれでよしとするのか。住民にそのまま負担を負わせていく考えなのかどうか、所見を伺います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 保険料が引き上がる場合との所見ということでございますが、本町の国民健康保険税のうち後期高齢者支援金分は、制度開始の平成20年度から医療費給付費分と介護納付金分は平成23年度から税率の見直しを行っておりません。平成28年度は前年度と比較しまして、1人当たりの費用額が約1万6000円上がっております。また、前期高齢者の方に限りますと約3万1000円上がっております。被保険者の高齢化、また医療の高度化等によりまして、医療費の高騰傾向にあることを考えますと、県単位化にかかわらず、ある程度の保険料率の引き上げ見直しはいたし方ないものと考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 県単位化にならなくても上がるんだよと。しょうがないよというふうに聞こえますが、今、国保の決算もなされています。大幅な赤字というふうには出ておりません。医療給付費もそんなに上がっていない。そういう状況の中で、値上げするかもしれないから我慢しろということは、とてもじゃないが納得できないと思います。介護支援金についても、今一生懸命計算されていると思いますが、できるだけ上げないように頑張っておられるんじゃないかなと期待をしております。ですから、それはそれなんです、県内5番目に安い北広島町の国保税が一緒になったら上がるのは確実であります。そういったときに何もしないのかということ伺ってるんです。町長は一言もないんでしょうか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） この国民健康保険、県域でやっていくという背景には、そもそもこの国民健康保険の加入者の高齢化がかなり進んでいる。それから被保険者数の減少、それから高度医療化による医療費の増大、こういったものがあり、特に規模の小さい市町においては、財政的に将来これがやっていけないという可能性が大きいということで、県内の一元化をしていこうという方向が出てきておるわけでありまして。それから県内、同じ所得で同じ家族構成であれば、どこに県内住んでいても同じ保険料になるということを目指して進んでいこうということでありまして、私はこれは間違っていないというふうに思っております。ただ、この保険料が急激に上がってくるということはできるだけ避けなければいけないというふうに思っております。そういった中で、国のほうも全体では1200億円、国庫支出をして激変緩和を図っていこうということでありまして。そうした措置、あるいは県内でも、まだこの試算の中には、これからする試算の中には入らないかも分かりませんが、県内でもある程度平準化対策も考えていこうということでありまして、本町としても、基金の中で調整できる部分については調整も可能かも分かりません。そういった形で努力はさせてもらおうと思っておりますけども、将来的にそこを目指していくということで一緒に進ませてもらおうと、努力できる部分は努力していくということでありまして。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今、町長も言われましたが、6月でも取り上げましたように、統一保険料というのが全国で行われている中でも問題だと思うんです。言いましたように、元気づくり体操や健診の受診率の向上頑張っておられます。さらにジェネリックの医薬品の普及など、できるだけ医療費を下げて、保険料を上がらないようにしようと皆さん努力し、役場の職員の皆さんも頑張っておられると思います。しかしその努力が統一保険料になりますと、それだけ医療費を低く抑えている自治体ほど高くなる。これが実態です。それを認めていいのか。例えば高齢化率の問題にしても非常に高いわけですが、この町は。そして、さまざまな指標についても非常に厳しい、しかし、医療機関がなくてお医者さんに行けないというふうなこと、こういう格差があるのに、同じ保険料払いなさいというのは、誰が考えても認められない。激変緩和、これについては6年間の措置がありますが、6年後には上がるわけですが。アメは先よとただけでは、行政の進め方としては納得できません。今、できる努力はするとありましたが、保険料を下げるためには市町村が、県もそうですが、一般財から繰り入れするしかないんです、このままでは。やりたくはないかもしれないけど。その繰り入れについても前回取り上げましたが、県も認めています。前回繰り上げたところ、そういうことはないという話もありましたが、さ

らに6月の県議会、生活福祉保健委員会において、日本共産党の辻県議は、全県単位化になった場合に法定外の繰り入れについては、各市町の独自判断で行うことはできるのですねと質問しました。これに対し、国保県単位化推進担当課長は、何回も申し上げていますが、法的には禁止されておりません。と明確に答弁している。ですから、まだ第3回試算が出ていないので、はっきり分かりませんが。上がる場合、町民の負担が大きくなる場合、県に対してもそうですが、北広島町でも一般会計からの法定外繰り入れをすると、これしかない。それをしてでも町民の暮らしを守る。そういうつもりがないか、再度伺いたいと思います。それでもやるつもりはないのかどうか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 法定外繰り入れしてでも住民負担を抑えるつもりはないかということですが、県の法定外繰り入れにつきましては答弁する立場にございません。町としてのことですが、被保険者への影響を考慮しながら、資産割の廃止に伴います所得割への影響等について調整をしていく中で、また、激変緩和期間、先ほど議員のほうからもございました。6年間、平成30年度から35年度になりますが、この国費の投入を受けながら、本町の基金などの自己財源も活用しまして、激変緩和措置を行ってまいりたいと考えております。また、広島県国民健康保険運営方針案でございますが、赤字補填目的の法定外の一般会計繰り入れは解消していこうということになっておりますので、現時点では、今の繰り入れにつきましては考えていないということでございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今言った国保の運営方針というのは3月ですよ。随分昔の方針ですよ、決めたのは。最近ですか。赤字解消というのは国も言ってるんですが、この制度自体が問題だから、繰り入れするしかないという声が出てきているわけですよ。またそうしなくちゃ、全部負担を被保険者にかけるというのも事実なわけです。ですから、今言ったのは、できるのかといたら、県の担当者はできると。禁止されていないと言ったわけです。そこをしっかりと捉えて、北広島町は繰り入れしてもいいんですよ。だからやってはどうかということ、やらないということですから、これ以上言っても仕方がないので言いませんけれども、やはり前回質問の際に、社会保険に加入している人もいと、国保だけに繰り入れできないという答弁がありました。しかし社会保険の半分は事業者が負担しているわけです。国保については、自己負担分は社会保険を上回っているんです、収入に対しては。ですから、払える保険料にするためには、また国民皆保険の制度を守るためには、この繰り入れしかないんです。国が補助を増やせばいいですけど。国保は、繰り返しますが、第1条で社会保障と規定していますが、公平という名のもとに、今、公平のような話がありました、弱者を切り捨てることは社会保障ではない。憲法25条に規定された最低限度の文化的な生活も皆保険でなくなれば保障されなくなります。このことを強く訴え、ぜひ、県単位化についても住民にとって命、暮らしを脅かすという点で、県に対してもしっかりと物を言う。さらに町長は町民の立場に立って、今後公表される試算結果がどのように住民に影響するのか、しっかりと把握し、情報を公開して、住民の暮らしと利益を守るため、必要な手段、努力をするという話ありましたが、必要な手段をとっていくことが求められています。そして負担が重くなるようであれば、きっぱりと制度に対する反対の意思を示す必要がある。そこまでやって町民を守るということが町のトップの責任だというふうに思います。このことを重ねて強く求めて、3つ目の最後の質問に移ります。県の水道広域連携と



北広島町の水道問題の今後については、今年4月に土師ダムの水利権の譲渡を受け、40年以上にわたる江の川からの違法取水は解消されました。しかし、10年以内には13キロ離れた土師ダムまで導水管を布設し、ダム湖から取水しなければならないことになっています。これに対して多くの住民からは、なぜ下流の土師ダムまで多額の費用をかけ、水を取りにいかなければならないかと疑問が寄せられています。いまだに町から納得できる説明は行われていません。しかし水利権が確保できたことは、昨年の断水事件で苦い経験を強いられた住民にとっては朗報であり、浄水場の増設工事を6月には入札し、2年後の完成を計画していました。ところが県企業局から、広域連携について検討するため浄水場増設工事は待ってほしいかと、今、工事はストップしているとのこと。そこで伺います。現在の水道事業の状況と経過について説明を求めます。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 現在の状況と経過について、水道事業のご質問につきまして、上下水道課からお答えをさせていただきます。本町の水道事業では、壬生浄水場における違法取水と、水不足を解消するため、土師ダムのダム使用权及び水利権の取得について、国土交通省中国地方整備局や広島県の担当部局と協議を重ね、今年4月1日付でダム使用权、水利権を取得し、権利関係の違法状態は解消されてきております。引き続き、本年度、浄水場の整備及び取水施設整備を実施する計画でございましたが、県が主体となって検討しております水道事業の広域連携によって、本町水道事業の施設整備や維持管理に係る費用面、あるいは将来にわたる最適な運営などが優位になる可能性があるかと判断し、浄水場整備については事業を保留しておりますが、取水施設整備については水源確保のために本年度実施してまいりたいと予定しております。また、本年4月1日より簡易水道事業を水道事業へ統合し、一体的な経理、経営を行ってまいります。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 工事の中で江の川からの取水施設は整備していくということが明らかになりました。それで、この広域連携って何なのかということが関心があったわけですが、9月5日の中国新聞の報道では、広島県が将来的に水道事業の統合を目指す方向で、市町と協議に入る方針を固めたとのこと。これによると、業務の一元化で経費を圧縮し、水道料金の上昇を抑えるのが狙いであり、来年春にきっちりと市町の首長による検討組織を設け、議論を進める考えであるとのことでもあります。そこで伺いますが、県の広域連携、今は統合計画かもしれませんが、ついて、この間の協議の内容及び北広島町の水道事業にとって、また町の財政にとって深刻な問題である導水管布設と浄水場の増設はどうなるのか。町民にとってのメリット・デメリットについて説明を求めます。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 水道事業につきましては、全国的に人口減少や節水意識の高まりなど、給水量減少による給水収益の減少、施設の老朽化対策などの更新需要の増加による財政状況の悪化、また運営面では、技術職を含めた経験豊富な水道職員の人材や技術力の不足という課題が全国的に指摘されております。こうした課題を解決する目的で、広島県では水道事業を所管する県内21市町の担当部局と県担当部署が参加する広島県水道事業推進会議により、水道事業の課題検討や水道ビジョン、事業推進に関することとあわせて、広域連携について協議を行っております。水道事業の広域連携につきましては、平成28年度の推進会議の幹事会に

おきまして、1つ目として、施設の共同化、2つ目として、ソフトの共有化及び3つ目として、県内水道事業を水道用水供給事業の広域化という3つのテーマについて、8つのワーキンググループを組織し、各テーマに合致した市町が参画し、ワーキンググループごとに協議をしております。北広島町は、リーダーを安芸高田市とした施設の共同化、広島市をリーダーとした仕様書、マニュアル等ソフト面の共有についての協議に参画をしております。また、県企業局によります広域連携に係る概況調査も実施されておきまして、先ほど議員申されました新聞報道にもありましたように、広島県下一体となった広域連携への検討を進めてきております。推進会議での協議内容といたしましては、ワーキンググループにおける協議結果報告と県企業局からの報告、各市町との情報交換などを行ってきております。ワーキンググループでの協議内容については、個別案件があるために今後方針が決まり次第報告をさせていただきます。なお、9月中旬に広島県が推進会議における全体的な中間まとめを、また12月には最終まとめの報告をされる予定となつてきております。広域化についてのメリット・デメリットについてでございますけれども、今回、県が進めております広域連携に参加した場合の町民の方へのメリット・デメリットでございますが、メリットとしましては、1つ目に、広域的な施設整備を行った場合、現在の水不足を解消することにより、安定した安全な水道水の供給を引き続き継続して行えること。2つ目として、本町単独で浄水場整備などの実施する場合の国からの補助は、土師ダムから取水をした原水を壬生浄水場まで送る導水管の整備費のみが対象となっておりますけれども、広域連携による整備となりますと、設計から浄水場整備に係る費用のほぼ全てが対象となり、単独で行うよりも広域連携により整備するほうが事業負担額を抑えられることができるようになり、事業負担額に影響される水道使用料金が将来的に上がるにしても、その幅が抑えられることと考えております。デメリットといたしましては、水道利用者の皆様への直接的なデメリットは今の段階ではないと考えておりますけれども、引き続き、広域連携による影響をしっかりと見きわめ、判断してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 私もどういふ内容かなと思ひまして、県庁訪ねて、水道広域連携推進担当課長から説明を受けました。導水管を布設し、安芸高田市の土師ダムから取水することが広域連携の前提、例えば、江の川から直接取水というのが町民の皆さんからありますが、それだったら単独になつて、今のようなメリットはなくなるということださうです。さらに、今、補助の問題がありましたが、単独で、今、浄水場増設工事には21億円の2年間の予算を立てましたけれども、3分の1国の補助が広域であればできるというふうなこともなつてくる。さらに、これは広島市の水道局に行つても聞いたんですが、例えば老朽管対策どうなるのか。これも3分の1の補助があるんですかと聞いたんですが、それは分からないけれども、でもこの期間10年間じゃないかと、この国の補助が。そういう話もありました。まだはっきり分かりません。ですから、非常に20億20億という40億円もかけてやろうかとする、北広島町にとっては、今の話であれば、私は有利だというふうなことを考えたい。ですから、今後の中間取りまとめ、12月最終報告をしっかりと捉えながら考えていく必要がある。しかし、1つ気になるのは、補助はあつたんですが、県が水道事業を統合した場合に、ソフトとかハードありますが、例えば導水管布設や浄水場増設工事というのは県が実施することになるのかなと思つたんですが、今の説明ではさうでもないようなんですが、何か分かれば、どちらでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

- 上下水道課長（中川克也） 広域連携によります事業の説明については、まだはっきりは決まっておられませんけれども、県がやる、町がやるかということではなく、企業団、あるいは一部事務組合というような組織をつくって、そこで事業を進めてまいるというような計画になっております。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） ちょっと分かりませんが、非常に関心のある動きであります。一つ心配なのは、現在の浄水場の処理能力が限界に達しているということであります。増設工事が遅れると、今ストップしてますが、再び断水が起きないかという心配です。昨年断水したときは、極寒と大雪の中、1日配水量は3313tに達し、浄水場の処理能力の2880tを超えたからとの報告もあります。さらに配水量が昨年より大幅に増えています。1日配水量3000tを超えた日数で、この7、8月の夏の時期、昨年は7日でした、60日間です。ところが今年は20日と3倍に増えています。当然使用量は増えてますので、新たな企業にも行ってますから、増えるんですが、3分の1が3000tを超えているというのがあるんですが、水位は抑えられているので、今のところ大丈夫ですが、何かあると厳しいんじゃないかというのがあるんで、どうなんでしょう、この冬大丈夫でしょうか。想像で聞いてはいけないと思うんですが、処理能力を変えてでも上げるという話も前あったんですが、今は何か考えておられますか。
- 議長（伊藤久幸） 上下水道課長。
- 上下水道課長（中川克也） 現在、浄水場から配水池へ送る送水管が既存で3本道路のほうへ埋設してあります。今までそのうちの2本を活用して、配水池のほうへ水を送ってございましたけれども、もう1本、3本目を現在使えるような形にして、今、そちらのほうでも送れるようにしておりますので、浄水能力の限界はあるとは思いますが、できた水をしっかり配水池のほうへ送って、配水池の水位を保つような仕組みを今つくっております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 冬の断水は、いろいろ議論する中で、水が送れないんじゃないかという話がありましたけれども、浄水場にある浄水池の水が空っぽになってしまったんだと。だから送れないんだという説明も受けたんです。ですから3本、管を、火葬場の上の配水池に3本であるんだけど、2本しか使ってないから、もう1本増やしたとしても、処理能力が高まらない限りは送る水がないんじゃないかという心配あるんですが、それは大丈夫でしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 上下水道課長。
- 上下水道課長（中川克也） 昨年の断水時につきましては、一時的に水の配水量が増えて、夜間、本来でしたら、配水池の水位が復旧する時間帯にも水が出続けたというような状況がございました。今、配水能力も若干上げながら、浄水場の水を以前よりはたくさんつくれるような形にして、それを浄水池にため、そこから配水池のほうへ送るような仕組みをしておりますので、極端な配水量が増えるというような状況になった場合には、また何らかの対応をしていく必要はあると思うんですが、現状では、今の浄水施設で賄えるというふうに思っております。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） ぎりぎりのところだと思うので、やはり情報を町民の皆さんに、脅かすという意味じゃなくて、きちんとやはり情報伝えて、例えば節水対策、危ないよというんじゃないんで、例えば雪が降っても水道で雪を流さないでとか、そういうことも含めた情報を提供してい

ったほうがいいんじゃないかと思うんです。事実ですからね。起きてからではもう遅いと思いますので、それを要請しておきます。1つだけ伺いますが、事業統合によって水道料金なども一本化を目指すということですが、これは県が決めるのでしょうか。それとも、先ほど一部事務組合とか広域連携とかありましたが、それはどういうふうになるのでしょうか。伺います。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 水道料金の一本化につきましては、県が今構想を立てております広域連携によって、県内一水道事業というふうな形に持っていった場合に、その水道料金の一本化についてもいきなりということではないと思うんですけれども、将来的にそういった形になる可能性はあると思います。以上です。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） これから分からないことがあるんで、お答えは難しいと思いますけども、それで、1つ気になっているのは、いろいろ調べを進めていく中で、さきの通常国会に水道法の改正案が提出され、継続審議になっています。今月から始まる臨時国会で成立する可能性があることが分かっています。この改正は、先ほど上下水道課長が言われたように、水需要の減少や水道施設の老朽化、技術職員の減少など、地方自治体が抱える問題を解決するため、水道の基盤強化を主な目的として、水道事業の官民連携、広域連携、適切な資産管理などを推進するものです。これは水道事業の広域化と民営化によって、こうした課題を克服しようといわれています。現在の制度でも民間委託は可能ですが、これまでは、浄水場管理など一部の業務の民間委託にとどまっていた。しかし、水道法が改正されると従来の民間委託とは根本的に異なり、所有権は自治体を持つが、水道事業の経営を含む全業務について民間事業者に包括的に担わせることが可能になるとのことです。コンセッション方式というそうです。世界では、この方式を採用しているところもありますが、運営権を売却することによって、例えばフランスのパリ市では、水道料金が3倍になったために再び公営に戻したとのこと。このような心配もあるため、今後の水道事業について、町長に伺いますが、県の広域連携、統合を進めるに当たっては、その都度情報を公開し、住民の暮らしと利益を最優先に考えると約束できますか、答弁をお願いします。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） この水道事業の県の広域化、これについては、まだ中間取りまとめのほうも正式に発表がされておられませんので、それを受けてからいろんなことを判断していきたいというふうに思っておりますけども、基本的には、本町にとってメリットが大きいと考えております。具体的なものは、まだ発表はされておられませんけども、そういうふうに理解をしております。ただ、これからすぐということにはなりません。時間をかけて協議をしていく部分も出てくるというふうに思っております。そうしたところでは十分本町としても検討して、情報公開等もしながら進めてまいりたいと思っております。先ほど担当課長のほうからも説明しましたように、これから今年度で取水施設、これについては、工事をさせていただくようになろうというふうに思っております。中間取りまとめの発表を見て最終判断をしていきたいと思っておりますけども、水不足、あるいは違法取水の部分の解消というところはやっていかなければならないというふうに思っておりますので、進めさせてもらいたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 国の法改正のことも言いましたが、やはりこれは主体は市町村、これは国会

の答弁でも明らかになってます。国の言いなりでなくていいというふうに高市大臣は答弁しておりました。ですから、しっかりと自覚を持つというか、住民の立場に立って考えていく。県の言うとおりにならなくていいよということで、しっかりと状況を捉えながら、やり方によってはメリットは大きいと思いますので、ぜひその方向で進めていくということで、町長も答弁がありましたので、最後にします。先日、広島市水道局長と意見交換をする機会がありましたが、最終責任は自治体にあると、先ほどありました。この言葉は印象的でした。水道事業を含め、町政を進めるに当たっては、最終責任は自治体、町長にあるという決意はあるか伺おうと思いましたが、先ほどの答弁で、あるというふうに理解をさせていただきますので、これで私の質問は終わります。

○議長（伊藤久幸） これで美濃議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、13日に延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。よって本日は、これで延会といたします。なお、13日の会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 44分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~